

# CHINA BUSINESS QUARTERLY

2026 年 10-12 月 Vol.07



編集／発行：  
みずほフィナンシャルグループ  
みずほ銀行 中国営業推進部

## 特集

### ～中国 AI の新たな焦点-日本企業に求められる視点～

- 米中 AI 競争の次の焦点 -「AI 能力」から「経済価値創出力」へ- 1  
富士通株式会社 チーフデジタルエコノミスト 金堅敏
- 中国のフィジカル AI の社会実装の進展と展望 11  
野村総合研究所 未来創発センター チーフエキスパート 李智慧
- 自立を加速する中国の半導体サプライチェーン -日本の製造装置・材料メーカーは商機が縮小する恐れ- 16  
桜美林大学大学院 特任教授 山田周平
- 中国で進む AI ガバナンス体系の構築 -「発展」と「安全」の両立及び日本企業への示唆- 20  
みずほ銀行 中国営業推進部 中国弁護士 王 博

## 金融・経済

- 人民元の国際化の現状と展望 26  
帝京大学経済学部教授 露口洋介

- 内需不足とその解決 -企業債務是正や年金加入の拡大に目が向き始める- 33  
みずほ銀行 中国営業推進部 上席主任研究員 細川美穂子

## トピックス

- 「国務院の対外投資に関する規定」の要点読解及び留意事項 36  
中倫律師事務所 北京オフィス 吳鵬・李斌・岳奇睿

- 中国における 60 歳以上の日本人駐在員の就労許可問題とその対応策 41  
北京市大地律師事務所 中国弁護士 熊琳

## Hub

- 4 年連続でサプライチェーン博覧会に出展:「ASEAN をつなぐ・金融で後押し」 46  
みずほ銀行(中国)有限公司

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

特 集

# 米中 AI 競争の次の焦点

## - 「AI 能力」から「経済価値創出力」へ -

富士通株式会社

チーフデジタルエコノミスト 金 堅敏

### 【本稿要旨】

- 出発点はデータセンター（DC）・電力・GPU の確保である。米国は巨額投資と先端半導体の集積で量を押さえ、中国は国産化と資源再配分で制約を補い、基盤を拡張するのである。
- 中核は高度で有用な AI インテリジェンスである。米国は性能と知能で先行し、中国は低コスト化と効率化で追い上げ、実装可能な実力差を縮めつつあるのである。
- 次の勝負は産業化と価値転換である。米中ともに、デジタル分野からフィジカル分野への産業化が進み、技術主導型の米国と市場主導型の中国という特徴がある。また、米国は ROI を積み上げる財務規律型、中国は政策と KPI を連動させる戦略スピード型で、経済価値へ結び付けるのである。

## はじめに：フロンティア AI の急進化で、新たな局面を迎える米中 AI 競争

2026 年 4 月以降、Anthropic、OpenAI、xAI など米国の主要 AI 企業は、高度な多段階推論や自律的なコーディング能力を備えた次世代モデルを相次いで発表し、フロンティア AI の能力を大きく押し上げています。一方、中国でも、Moonshot AI (Kimi)、DeepSeek、Zhipu AI (GLM)、Alibaba (Qwen) などが、オープンモデルを中心に急速な性能向上を遂げ、米国勢に迫るモデルを相次いで投入しています。さらに米国勢もより高度なモデルを継続的に投入しており、米中のモデル開発競争は激しさを増しています。

こうしたフロンティア AI の急進化は、米中 AI 競争を単なる「モデル能力を高めるイノベーション競争」にとどめず、高度な AI をいかに迅速に社会へ実装し、経済的・社会的価値へ転換するかという「価値創出競争」へと押し広げつつあります。

本稿では、AI インテリジェンスを生み出す資源・ハードウェア基盤、AI モデルの能力、産業実装エコシステム、そして経済価値への転換力という 4 つの視点から、米中 AI 競争の現在地と、その競争構造の変化を検証します。

## 1. AI 競争の出発点

### 米中は、AI インテリジェンスを生み出す資源をどのように確保しているか

AI 競争の出発点は、優れたモデルを開発する以前に、その訓練・推論を支える巨大な物理

的基盤を確保できるかにあります。現在、その競争力は、1) データセンター (DC) の整備能力、2) AI コンピューティング・ハードウェアの確保能力、3) それを支える安定的・持続的な電力供給能力によって大きく左右されています。

表 1 米中 AI データセンター産業競争力比較

| 比較項目                               | 米国                                                   | 中国                                                 |
|------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 1. DC数<br>(2026.05)                | 5,427カ所 (世界シェア46%)                                   | 449カ所 (3.8%)                                       |
| 2. DC総容量<br>(電力ベース、2026.05)        | 29.2 GW (世界シェア43.1%)                                 | 8.5 GW (12.6%)                                     |
| 3. DCのIT負荷<br>(16-bit計算容量、2025.07) | ハイエンドAI計算容量：世界シェア74%                                 | 同：14%                                              |
| 4. DC電力消費量<br>(2025)               | 312.6 TWh                                            | 170 TWh                                            |
| 5. 全国電力消費に占めるDC比率<br>(2025)        | 4,200 TWh / 約7.4%                                    | 10,368.2 TWh / 約1.6%                               |
| 6. 主な課題                            | ・DC容量の急拡大<br>・電力・系統接続の不足<br>・系統接続遅延・規制               | ・先端GPUの不足・利用制約<br>・先端チップの供給制約<br>・電力と計算需要の地域的ミスマッチ |
| 7. 主な解決施策                          | ・スーパースケーラー主導の大規模投資<br>・原発直結 (Behind-the-Meter) 、SMR等 | ・国産AI半導体の強化<br>・「東数西算」による資源再配置<br>・深海データセンター等の新技術  |

(注) 「16-bit 計算容量」とは、FP16・BF16 による AI の学習・推論の演算性能を指す。  
著者作成

表 1 は、米中の AI インフラ競争力を、①AI コンピューティングを収容する DC 基盤、②それを支える電力基盤、③AI インフラ拡大におけるボトルネックと対応策、という 3 つの視点から比較したものです。

## 規制で先端 GPU や製造装置の制約に直面する中国

表 1 が示すように、DC 総数、総容量、IT 負荷など、AI コンピューティングを収容する物理的基盤では、現時点で米国が中国を大きく先行しています。特に、高度な AI 計算能力では、米国は中国を大幅に上回ります。背景には、Microsoft、OpenAI、Google、Meta などの巨大テクノロジー企業が巨額の資本を投じ、高性能 GPU を集積した AI 特化型 DC を急速に拡張していることがあります。こうした施設では、従来型 DC を大きく上回る高密度な IT 負荷が求められています。一方、中国では、米国の輸出規制による先端 GPU や半導体製造装置へのアクセス制約が大きな課題です。その結果、新設 DC の一部では AI 計算能力を十分に搭載・稼働できず、ラックの低稼働や旧世代サーバーの利用といった問題も指摘されています。

## 電力の供給の制約に直面する米国と解決施策

対照的なのが電力基盤です。IDCA によると、中国の DC 電力需要は米国の約 66% に達する一方、2026 年の年間電力規模に占める DC の比率は中国が約 1.6%、米国は約 7.4% と推計されています。中国は巨大な電力基盤を背景に、今後 DC を拡張する余地を持つ一方、米国では AI・DC 需要の急増が電力供給能力そのものを新たな競争制約に変えつつあります。

AI 時代の DC 競争は、もはや土地・建物・サーバーの規模だけでは決まりません。1 施

設で 1GW 級に達する DC も登場するなか、発電能力、送電網、系統接続、さらには冷却水の確保や地域社会との調整までが、AI インフラ拡張の制約となっています。こうした課題に対し、米国では Microsoft、Google、Amazon などのスーパースケーラーが大規模 DC 投資を加速させる一方、原子力、ガス、再生可能エネルギーなど多様な電源の確保を進めています。既存原子力発電所の近接地に DC を設置し、送電網を介さず直接電力を調達する「Behind-the-Meter」型の取り組みは、その象徴的な動きです。

## 「自立自強」政策の下で GPU 不足を突破しようとする中国

他方、中国は、先端 GPU 不足を国産 AI チップ、クラスター化、ソフトウェア最適化によって補う「自立自強」の戦略を進めています。Huawei はその代表例です。同社は、チップ単体の性能競争だけでなく、多数の Ascend チップを統合し、システム全体で計算能力を高める戦略を打ち出しています。例えば、Atlas 900 A3 SuperPoD は最大 384 個の Ascend NPU を統合し、単一の論理コンピュータとして動作させる構成です。さらに Atlas 950 SuperPoD では、最大 8,192 個の NPU を高速接続する構想を示しており、2026 年には実機も公開されました。

ここで重要なのは、中国が必ずしも NVIDIA と同じ方法で競争する必要はないという点です。Huawei は、個々のチップ性能だけではなく、チップ、サーバー、高速相互接続、AI クラスター、さらにソフトウェアまでを一体として最適化する方向へ進んでいます。Ascend 950 シリーズでは FP4 で最大 2 PFLOPS の演算性能を掲げ、SuperPoD によって大規模な AI コンピューティングを一つの論理的システムとして統合する構想を進めています。これは、輸出規制下における中国独自の「システム全体でのコンピューティング能力の確保」という対応を象徴しています。実際、中国の有力モデル開発ベンダーは Huawei 製先端チップやクラスターの採用を拡大しています。

今後、米中双方にとって重要なのは、DC や電力をどれだけ大量に確保できるかだけではありません。ハードウェア性能の向上に加え、第 3 章で述べるモデルやソフトウェアの効率化によって、限られた電力とコンピューティング資源から、どれだけ多くの AI 処理能力を引き出せるかという「AI インフラの質」の競争も一段と重要になります。つまり、AI インフラ競争は、「どれだけ多くの DC・電力・チップを確保するか」という量の競争から、「限られた資源からどれだけ多くの AI インテリジェンスを生み出せるか」という効率の競争へ、徐々に重心を移していくことになります。

## 2. AI 競争の中核

### 米中は、どこまで高度で有用な AI インテリジェンスを創出できているか

AI インフラの整備を基盤として、米中は実際にどこまで高度で有用な AI インテリジェンスを創出しているのでしょうか。以下では、両国の主要フロンティアモデルを、知能、コスト、コンテキストウィンドウ、出力速度の 4 つの指標から比較します(表 2 を参照)。

表 2 知能評価での AI モデル・トップ 10 — 米中比較

知能、コスト、効率、コンテキストウィンドウ

(2026 年 9 月 11 日現在)

| Top 10 モデル                                  | 知能<br>Intelligence Index          | 料金<br>Cost per Intelligence<br>Index task | 出力速度<br>Output<br>tokens per second | コンテキストウィンドウ<br>Context window<br>(tokens) |
|---------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1. Claude Fable 5.1<br>(max with fall back) | 53(#1 / 200)<br>(closed and open) | \$7.63 (#74 / 200)                        | 66.3(#76 / 200)                     | 1M                                        |
| 2. GPT-6 Astra (max)                        | 53(#3 / 200)                      | \$3.26 (#66 / 200)                        | 54.4(#109 / 200)                    | 1M                                        |
| 3. Muse Spark 1.3 (max)                     | 48(#13 / 200)                     | \$1.60 (#50 / 200)                        | 196.9(#11 / 200)                    | 1M                                        |
| 4. GLM-5.3 (max)                            | 45(#1 / 113,open)                 | \$2.01 (#31 / 113)                        | 59.4(#36 / 113)                     | 1M                                        |
| 5. Grok 4.6 (high)                          | 44(#20 / 202)                     | \$1.25 (#36 / 202)                        | 53.3(#112 / 202)                    | 500K                                      |
| 6. Kimi K3 (max)                            | 44(#2 / 113,open)                 | \$2.00 (#30 / 113)                        | 37.9(#57 / 113)                     | 1M                                        |
| 7. Gemini 3.8 Flash (high)                  | 41(#28 / 200)                     | \$1.24 (#42 / 200)                        | 262.1(#4 / 200)                     | 1M                                        |
| 8. Qwen3.8 2.4T A95B                        | 40(#4 / 113,open)                 | \$2.16 (#32 / 113)                        | 38.2(#55 / 113)                     | 984K                                      |
| 9. DeepSeek V4.1 Flash(max)                 | 40(#6 / 113,open)                 | \$0.27 (#19 / 113)                        | 194.3(#5 / 113)                     | 1M                                        |
| 10. MiniMax-M3                              | 30(#16 / 113, open)               | \$0.51(#24 / 113)                         | 88.5(#15 / 113)                     | 1M                                        |

USA China

Prepared by the author based on data from Artificial Analysis Intelligence Index v4.3 (September 2026).

## AI モデル開発は米中主導のグローバル競争へ

独立モデル評価機関の Artificial Analysis は、単純なモデル性能の比較から、より複雑で実用的なタスクを遂行する能力へ評価を広げ、総合指標「Intelligence Index v4.3」を導入しました。

表 2 が示すように、Top 10 には Anthropic、OpenAI、Meta、xAI、Google など米国勢が並ぶ一方、中国からも Z.ai (Zhipu AI)、Moonshot AI、Alibaba、DeepSeek、MiniMax などが食い込んでいます。米国の優位はなお大きいものの、中国勢の追い上げも明確です。

さらに、米国の Thinking Machines Lab の Inkling (xhigh)やフランスの Mistral Medium 3.5 も有力モデルとして評価されています。AI モデル競争は依然として米中が主導していますが、競争の裾野は両国を超えて、着実にグローバルへ広がりつつあります。

## クローズドモデルとオープンウェイトモデル

米中では、モデルの提供戦略にも違いが見られます。米国の主要 AI 企業はクローズドモデルを中心に、最高性能のプロプライエタリモデルを構築し、その能力で競争する戦略を取っています。Meta の「Muse Spark 1.3」も、かつてのオープンな「Llama」シリーズとは異なり、現時点ではクローズドモデルとして提供されています。

一方、中国勢はオープンウェイトモデルを積極的に展開しています。背景には、米国勢が技術優位の保護を重視するのに対し、中国勢はオープンなエコシステムを通じて技術の普及と開発者の獲得を促し、コンピューティング制約の緩和を図る狙いがあると考えられます。実際、Hugging Face のダウンロード数や OpenRouter のトークン利用量からも、中国製オープンモデルの利用拡大がうかがえます。今後は、米中双方でクローズドとオー

プンウェイトの境界がどう変化するかが、AI 競争を左右する一つの論点となります。

## 「モデル開発競争」から「AI 実装・活用競争」へ

より高性能な AI モデルの開発競争と並行して、AI を経済全体に実装し、イノベーションや生産性向上につなげる競争も進んでいます。資本力とコンピューティング資源に比較的恵まれた米国勢がモデルの知能性を追求する一方、中国勢は資源制約を背景に、AI のコストパフォーマンスと実装可能性を重視してきました。

その象徴が、2025 年 1 月に登場した DeepSeek です。米国の主要モデルに匹敵する知能性を、より少ない開発資源で実現したことで、AI のコモディティ化を予感させる衝撃を与えました。中国勢のコスト効率化には、①GPU の利用効率を高めるソフトウェア技術、②MoE（混合専門家）アーキテクチャーによる計算量の削減、③低精度フォーマットの活用による必要十分な精度への最適化、などがあります。

こうした中国勢の動きを受け、米国勢も低価格・軽量モデルの投入やサービス価格の引き下げを進めています。2026 年には、米国でも「AI 利用量の最大化」から「最適なモデルの選択・運用」への転換が進み、単純な低価格競争ではなく、コストと性能の最適化が競争軸になりつつあります。

一方、フロンティアモデルの認知度と利用拡大に伴い、中国トップ企業も価格を引き上げ始めており、表 2 に示すように米中モデル間の価格差は縮小しています。

## 競争軸は「高度で有用な AI インテリジェンス」へ

AI の実装・活用を左右する重要な性能として、コンテキストウィンドウと出力速度も見逃せません。長いコンテキストを扱える能力は、大量の文書、コード、データを一度に処理でき、より複雑な業務への適用可能性を高めます。米中の主要モデルは、すでに 100 万トークン級へ収束しつつあります。一方、出力速度はユーザー体験やリアルタイム性、AI エージェントの実行効率に直結します。この点では、米中という国単位よりも、個々のモデルによって優劣が分かれています。

こうしてみると、現在の AI 競争で問われているのは、単に「最も賢いモデル」を作ることだけではありません。①どれだけ賢いか、②どれだけ安く使えるか、③どれだけ大きな情報・仕事を扱えるか、④どれだけ速く応答・処理できるか — これらを組み合わせ、実社会で有用な AI インテリジェンスをどこまで創出できるかが、競争力を左右するようになっています。

## 3. 次の勝負 — AI を「作る競争」から「産業化する競争」へ

第2層で創出された「AI Intelligence」は、クラウドや AI サービスを通じて企業・消費者へ届けられ、初めて経済価値につながります。ここでは、その「産業化」の実態を検証します。

## クラウドサービス：先行する米系、追う中国系

「AI Intelligence」をエンドユーザーへ届けるグローバルクラウド市場では、米系ベンダーが7割超のシェアを占め、圧倒的な優位にあります。AWS、Microsoft、Googleに加え、GPUの大量レンタルで急成長するCoreWeave、Nebius Groupなどのネオクラウドもシェアを拡大し、米系の優位をさらに強めています。

中国系では、Alibaba、Huawei、Tencentなどが国内市場を中心に約10%のシェアを持ち、東南アジアなど海外市場でも米系と競争しています。特に中国では、先端GPUへのアクセス制約を背景に、Baidu、Huawei、Alibabaなどが国産GPU・AIアクセラレーターとクラウドを組み合わせ、AIコンピューティングを提供しています。地方政府主導の「AI計算センター（智算中心）」も、AIスタートアップ向けの分散型コンピューティング基盤として機能しています。さらに、GPUなどの計算資源を融通する「GPUクラウド・スポット市場」が2026年に稼働するなど、AIコンピューティングのコモディティ化も進みつつあります。

## 急速に普及するエージェント型AIとデジタルワーカー

OpenAIの「Enterprise Signals」によると、2026年6月時点で、企業顧客におけるCodexとChatGPTの合計出力トークンの64%をCodexが占めています。企業のAI活用は「質問に答える」段階から、複雑な業務をAIに委任する段階へ急速に移行しています。

特に先進企業では、AIエージェントを単なるツールではなく、役割・権限・行動規則を持つ「デジタル労働力」として組織に組み込み、評価指標、ワークフロー、ガバナンスまで再設計する

表3 米中主要企業にみる「デジタル労働力」の管理・評価

| 企業                    | AIの位置づけ                              | 人間のマネジメント          | KPI/パフォーマンス             | 特徴                                       |
|-----------------------|--------------------------------------|--------------------|-------------------------|------------------------------------------|
| BNY<br>(米国)           | Digital Employee                     | 人間マネジャーを配置         | 業績評価、継続的最適化             | AIに業務・アカウント等を与え、人間の「同僚」に近い形で組織へ統合        |
| ServiceNow<br>(米国)    | AI Specialist / Autonomous Workforce | 人間が監督・フィードバック      | 業績、業務処理量、稼働時間等をリアルタイム監視 | AIを「労働力」として管理し、学習・改善まで組み込む               |
| Goldman Sachs<br>(米国) | AI Agent / AI Workforce              | 人間によるスキル設計・フィードバック | 生産性、正確さ等を分析・改善          | AIに企業固有の「暗黙知」を教え、組織の仕事の仕方へ適応             |
| Tencent Cloud<br>(中国) | AI Agent / Digital Workforce         | 職務・権限・業務を設定        | 成功率、遅延、エラー率、コスト、トークン消費等 | Agentをチームメンバーのように捉え、チーム業績と同様に評価          |
| Alibaba Cloud<br>(中国) | Digital Employee                     | 従業員ID、職務、アクセス権限を設定 | 各種スキル、activity、権限利用等を管理 | ID → スキル → 業務分担 → アクセス権限というデジタル労働者の構造を明示 |
| Yum China<br>(中国)     | Digital Agent / Digital Employee     | 人間とAIを同一業務体系で管理    | スピード、品質、顧客満足度等          | 人間とデジタルワーカーを同じ基準で比較・評価し、双方を継続改善          |

表3が示すように、

著者調べ・作成

米国では、BNY、Goldman Sachs、ServiceNowなどの先進企業を中心に、AIを「組織の新しいメンバー」と捉え、役割・責任・KPIを設定し、人間の労働力に近い考え方で管理する動きが目立ちます。また、JPMorganやWalmartなどの大手エンドユーザーもAIエージェントの開発・実装を先行させており、有力エンドユーザー自身がAIエージェント

の導入戦略と実装を主導する構図が浮かび上がります。

一方、中国では、Alibaba や Tencent などのテック大手が、ガバナンスや KPI 設計を含むデジタルワーカーの仕組みを自社で大規模に実装した上で、対外サービスとして展開しています。金融業など他業界では、AI を「業務を代替する高性能な機械」と捉え、効率化やコスト削減を中心に評価するケースも多く、中国市場では「AI workforce」を組織の一員として管理する先進層と、従来型の IT 管理にとどまる層の二極化が見られます。

さらに米中双方で、少人数の人間が多数の AI エージェントを統率する「Solopreneur」や中国でいう「OPC (One Person Company)」が、新たな組織形態として注目されています。2025 年 11 月に登場したオープンソースのデジタルワーカー「OpenClaw」(米系)も急速に普及し、2026 年 9 月には GitHub で約 38.9 万スター、8.1 万フォークに達しており、中国においても OpenClaw をベースにした派生モデルを多数再開発・運用しています。

こうした動きは、AI が「人を支援するソフトウェア」から、役割を持って仕事を遂行する新たな労働力へ移行しつつあることを示しています。

## デジタル世界から物理世界へ広がる：フィジカル AI の台頭

AI の進化は、デジタル空間から現実世界で認識・判断・行動する領域へ広がりつつあります。センサー、AI チップ、バッテリーなどのハードウェアに加え、生成 AI、世界モデル、VLA などの進展により、ロボットは単一作業を繰り返す装置から、状況を理解し自律的に行動する存在へ進化しつつあります。その象徴がヒューマノイドです。人間向けに設計された工場、物流倉庫、商業施設などへ導入しやすく、労働力不足、生産性向上、安全性向上への対応策として期待されています。米国と中国は、この新産業でも異なる強みを持ちながら競争

を加速させています。

市場調査会社 Omdia によると、2025 年に出荷されたヒューマノイド約 1.4 万台のうち、中国トップ 3 社(Agibot、

図 1 米中における汎用エンボディド AI ロボットの技術成熟度・到達範囲の簡易比較

|        |            | ■ 先進的 (Advanced) | ■ 広範 (Broad) | ■ 限定的 (Partial / Limited) |             |                |              |  |  |  |
|--------|------------|------------------|--------------|---------------------------|-------------|----------------|--------------|--|--|--|
| 企業     | 項目         | Figure AI        | Tesla        | Agility Robotics          | Agibot (智元) | Unitree (宇樹科技) | Ubtech (優必選) |  |  |  |
|        |            |                  |              |                           |             |                |              |  |  |  |
| 開発・商品化 | 形状と移動性     | ■                | ■            | ■                         | ■           | ■              | ■            |  |  |  |
|        | 可搬重量と揚重能力  | ■                | ■            | ■                         | ■           | ■              | ■            |  |  |  |
|        | 物体操作       | ■                | ■            | ■                         | ■           | ■              | ■            |  |  |  |
|        | 知覚と自律歩行    | ■                | ■            | ■                         | ■           | ■              | ■            |  |  |  |
|        | AIの学習      | ■                | ■            | ■                         | ■           | ■              | ■            |  |  |  |
| 顧客対応   | カスタマイズの容易さ | ■                | ■            | ■                         | ■           | ■              | ■            |  |  |  |
|        | 生産と展開の拡張性  | ■                | ■            | ■                         | ■           | ■              | ■            |  |  |  |
|        | 商業的なインパクト  | ■                | ■            | ■                         | ■           | ■              | ■            |  |  |  |

(出所) 市場調査会社 Omdia 社のヒートマップを参考に著者リサーチ・分析による再構築作成

Unitree、Ubtech) が約 78%を占める一方、米国トップ 3 社 (Figure AI、Tesla、Agility Robotics) は各 1%程度でした。初期導入でも、米国勢が製造・物流を中心とするのに対し、中国勢は製造・物流に加え、教育・研究、エンターテインメント、小売り・ヘルスケア、

ホスピタリティーなど、より幅広い用途へ展開しています。図1は、米中トップ企業のヒューマノイドについて、技術成熟度と到達範囲を簡易比較したものです。図1が示すように、米中の競争は企業間競争であると同時に、異なる産業化モデルの競争でもあります。米国勢は、AI性能、技術完成度、安全性・信頼性を重視し、段階的に商業化する「技術主導型」です。一方、中国勢は、多様なモデルの投入、低価格化、量産、早期実証を通じて市場を形成する「市場主導型」と言えます。

もっとも、競争軸は次第に共通化しています。今後は、機械性能だけでなく、認知・判断・行動を統合するAIと制御技術を、どれだけ現場で安定して機能させ、量産・実装できるかが問われます。最終的には、「高度なAI統合力」と「量産・現場学習の速度」を両立できる企業が、フィジカルAIの産業化をリードする可能性があります。

#### 4. 最終的な競争力 — 経済的・経営的価値への転換：米中の価値創出モデル

AIへの巨額投資が続くなか、最終的に問われるのは、そのAIがどれだけ経済的・経営的価値を生み出したかです。AIの進化が速い現在、投資効果（ROI）の定量化はまだ発展途上ですが、先進企業では独自のKPIによる効果測定が始まっています。AIが収益に貢献していることを明確に証明できる企業は、現時点では約20%にとどまるとの指摘もあります。

##### 米国：「ボトムアップ・財務規律型」

JPMorganやServiceNowでは、AIの価値を具体的な金額に結び付けて測定する取り組みが進んでいます。JPMorganでは、600を超える実稼働AIユースケースに、それぞれ具体的なビジネス成果指標を設定しています。評価は、①時間節約、②コスト削減、③収益貢献、④価値創出額の4カテゴリーで行われています。特に時間節約は、それ自体が経済価値になるわけではなく、創出された時間が別の業務や収益につながって初めて価値となります。一方、コスト削減は作業時間やエラー率との比較で測定しやすく、収益貢献はAI以外の要因との切り分けが難しいという特徴があります。

JPMorganでは、こうした個別の価値を積み上げ、AIによる価値創出額が約20億ドルに達し、年間AI投資額と同等の水準に近づいていると報告しています。

このように米国の先進企業では、各ユースケースの効果を測定し、投資対効果を下から積み上げる「ボトムアップ・財務規律型」が特徴です。まずコスト削減や業務効率化など、因果関係を捉えやすい領域で成果を証明し、その後、AI機能の有料化や顧客エンゲージメントなど、トップラインの価値へ広げていきます。

##### 中国：「トップダウン・戦略スピード型」

これに対して中国では、政府の「AIプラス」政策のもと、産官学が連携し、AIを全産業へ迅速に実装することが重視されています。企業の評価にも、財務指標だけでなく、AIに

よる業務処理量やコスト削減率、革新的応用、新製品開発サイクルの短縮など、産業政策と結び付いた KPI が組み込まれています。表 4 は、米中トップ銀行である JPMorgan と中国工商銀行（ICBC）の AI 活用における価値創出・評価項目を比較したものです。

表 4 米中トップ 2 行の AI 導入価値創出事例表

| 企業名                            | 代表ユースケース                                                                             | 主要なKPI                                                                              | 主要な効果・実績                                                                             |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>JPMorgan</b><br>(米)         | 1.COIN（商業ローン契約書の自動読解）<br>2.AI不正・小切手詐欺検知モデル<br>3.Cash Flow Intelligence<br>(法人資金繰り予測) | ・時間回復：契約審査時間<br>・コスト削減：法務コスト削減率（%）<br>・バリュー合計：全社AI価値創出額                             | ・全社合計で年間15億ドル超の価値創出（ROI）<br>・法人用資金予測ツールは約2,500社へ無償拡大                                 |
| <b>中国工商銀行</b><br>(ICBC)<br>(中) | 1.AI-RPA(営業店・バックオフィスの自動化)<br>2.貸出審査・監査の自動ドキュメント生成<br>3.デジタル・サプライチェーン金融               | ・時間回復：時間節約・処理能力（効率）<br>・コスト削減：コスト削減（代替人年）<br>・収益（エンゲージ）：収益向上・リスク回避/<br>顧客満足度・体験（UX） | ・5.5万人年相当（全行のAI数字従業員が代替した年間総労働量）<br>・人工比25倍向上：クレジットカードAI審査など<br>・開発効率：AI生成コード比率が30%超 |

著者調べ・作成

JPMorgan が個々の AI ユースケースの効果を積み上げて「価値創出額」を算出するのに対し、ICBC はヘッドカウントでなく、AI によって「処理能力の限界をどこまで引き上げられるか」を重視しています。分野別の成果を「万人年」や「億筆」（筆：1つの業務目的が達成されるまでのタスク処理単位）といった業務処理量で測る点にも特徴があります。

こうした違いから、中国では、短期的な ROI を厳密に測るよりも、AI を低コストでスケール可能な生産力として商圈へ高速展開し、市場シェアや顧客接点を拡大する「トップダウン・戦略スピード型」の価値創出が目立ちます。市場変化に応じて KPI(2026 年はユースケースの実装件数と AI サービスの顧客数が強調)を柔軟に変えながら、AI の規模効果を最大化する発想です。

## 生産性革命からインテリジェント経済社会へ

米中のアプローチは異なりますが、目指す方向は次第に重なりつつあります。既存産業では、AI による効率・生産性向上、顧客エンゲージメント、リスク管理などを通じて、ボトムラインとトップラインの双方に価値を生み出すことが重要になります。さらに、AI 創薬、新コンテンツ産業、AI ワーカー、ヒューマノイドを含むフィジカル AI など、AI そのものが新たな産業・市場を生み出し始めています。

つまり、米中 AI 競争の最終的な勝負は、誰が最も優れた AI を「作る」かだけではありません。誰が AI Intelligence をより速く、より広く、より大きな経済・社会的価値へ転換できるかに移りつつあります。

米国の「ボトムアップ・財務規律型」と中国の「トップダウン・戦略スピード型」は異なる道筋をたどっています。しかし、その先にあるのは、AI を単なる技術ではなく、生産性、産業、企業経営そのものを変える「インテリジェント経済社会」へ転換していく競争です。

以上

## [参考文献]

1. Alex Haag (October 06, 2025) "The State of AI Competition in Advanced Economies"
2. ADCA(May 31, 2026)"Global Data Center Report (2026)"
3. Announcing Artificial Analysis Intelligence Index v4.2(September 4, 2026)
4. Agibot (January 8, 2026) "Omdia Ranks AGIBOT No.1 Worldwide in Humanoid Robot Shipments in 2025"
5. Artificial Analysis (July 17, 2026) "Four frontier launches in eight days: six labs now field a model above 50 on the Artificial Analysis Intelligence Index"
6. Compute prices (February 20, 2026) "Top Cloud GPU Providers by Market Share 2025"
7. CNBC (Jul 30, 2026) "AI Age China's open-weight model lead exposes America's AI blind spot"
8. Grace Shao, Alvin Wang Graylin (August 5, 2026) "Has the AI race shifted from U.S. vs China to open vs closed?"
9. Jonathan Vanian (Sep 6, 2026) "'Model fatigue' sets in as AI labs race to roll out new versions at frenetic pace"
10. McKinsey (June 30, 2026) "Colocation data centers: The infrastructure race behind AI"
11. Nikolaus Lang et al. (June 30, 2026) "The Great Divide: How the US and China Are Splitting the AI World"
12. Proactive (September 1, 2026) "Open-weight AI models overtake proprietary rivals in developer usage, Citi says"
13. OpenAI (2026 年 8 月 12 日)「Enterprise Signals：フロンティア企業は何が違うのか」
14. Goldman Sachs、ServiceNow、JPMorgan、Tencent、Alibaba、中国工商银行（ICBC）等の年次報告
14. 人民日報海外版(2026 年 5 月 29 日)“去年全国算力中心总用电量 1700 亿千瓦时”
15. 李 览青 (2026 年 9 月 11 日)“銀行 AI 账本：日均 Token 消耗达百亿 三个“转向”值得关注”(銀行 AI 台帳：トークンの 1 日あたりの消費量は 100 億に到達～注目すべき 3 つの「変化」“
16. 金 堅敏(2026 年 6 月 19 日)「製造業における AI 労働力の進化」
17. 金 堅敏(2026 年 7 月 29 日)「AI が変える半導体市場と企業の競争戦略」
18. 金 堅敏(2026 年 9 月 4 日)「企業競争力を左右する新しいマネジメント：AI エージェント時代のトークン経営」

## Writer's Profile



### 富士通株式会社 チーフデジタルエコノミスト 金 堅敏

2020 年～：現職

1998 年～2020 年：富士通総研 主席研究員

理工系と社会科学系の知見を融合する金 堅敏博士は、グローバルかつビジネスの視点からソートリーダーシップ活動を展開している。グローバル経済、デジタルエコノミー、デジタルイノベーション、そして AI 時代の企業トランスフォーメーションを主なテーマに、リサーチと深いインサイトをもとに、インサイトペーパーの執筆、メディア寄稿、講演、コンサルティングなどを通じて、ビジネスリーダーに新たな視点と実践的な示唆を発信している。

# 中国のフィジカル AI の社会実装の進展と展望

野村総合研究所 未来創発センター

チーフエキスパート 李智慧

## 【本稿要旨】

- 中国の人型ロボットは、量産・社会実装の段階へ移行しつつある。WRC や世界人型ロボット運動会を通じて、産業基盤の厚みと実証の蓄積が示された。データ、モデル、社会実装が連動する好循環が進んでいる。
- 異業種参入による実装の拡大とオープンソース化が加速の鍵である。日本も現場実装を軸に、データ循環と協業を強め、自前主義からの転換を進める必要がある。

## はじめに

2025 年から 2026 年にかけて、中国のフィジカル AI 産業は、技術検証から実社会での本格的な量産・実装へと舵を切る転換期を迎えた。その最前線で産業構造を変革しつつあるのが、急速な発展を遂げる人型ロボットである。これまでの「技術展示」のフェーズを脱し、現場での本格運用を見据えた段階へと突き進んでいる。

その躍進の背景には、政府による強力な産業育成策や巨大な国内市場、産業資本の積極的な投資、そして多様なプレイヤーによる技術開発など、多くの要因が存在する。筆者がイノベーション加速の「最も本質的な要因」と捉えているのは、豊富な社会実装を通じて蓄積されたデータが AI モデルを進化させ、その性能向上がさらなる社会実装を呼び込むという点である。

本稿は、NRI メディアフォーラムでの発表レポートや世界ロボット大会等の現地調査、主要企業への取材内容をベースに、中国人型ロボット産業の社会実装のリアル、躍進のメカニズム、ならびに今後の展望を包括的に分析するものである。

## 1. 「世界ロボット大会（WRC）」に見る産業エコシステムの厚み

2026 年 8 月、北京郊外（北京経済技術開発区）で開催された「世界ロボット大会（WRC2026）」は、中国の人型ロボット産業が産業化・社会実装へ本格移行したことを世界に強く印象づけた。WRC2026 には前年比 36%増となる 300 社以上の企業が出展し、出展製品は同 27%増の 2,000 点を超えた。

この大会の真の価値は、単なる完成品メーカーの見本市にとどまらない点にある。会場には、サーボモーターや高精度減速機、ローラーねじ、力覚センサーといったコア部品が

ら AI 基盤モデル、周辺システムに至るまで、サプライチェーンを構成するあらゆるレイヤーのプレイヤーが一堂に会した。

この完備されたサプライチェーンは、中国ロボットメーカーの迅速な量産を支えている。2026 年上半期、中国における人型ロボットの出荷台数は世界市場に占める割合は 97% に上昇した。上位 5 社はいずれも中国のロボットメーカーであり、前年より大きな成長がみられる。とりわけ、首位の AgiBot（約 8,400 台）と 2 位の Unitree（約 5,900 台）の上位 2 社だけで、世界市場シェアの約 75%を占めている。

図 1 世界人型ロボット出荷台数  
(2026 年 1 月～6 月)

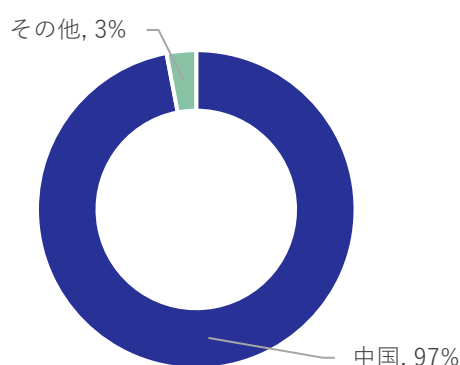


図 2 世界人型ロボット出荷台数上位 5 社  
(2026 年 1 月～6 月)

| 順位 | 企業名     | 出荷台数<br>(台) | シェア<br>(%) | 成長率<br>(YoY%) |
|----|---------|-------------|------------|---------------|
| 1  | AgiBot  | 8400        | 44%        | 562%          |
| 2  | Unitree | 5900        | 31%        | 170%          |
| 3  | Galbot  | 900         | 5%         | 150%          |
| 4  | UBTECH  | 700         | 4%         | 65%           |
| 5  | Leju    | 600         | 3%         | 171%          |

(出所) SAG「Global Humanoid Robot Shipments Surged 272% YoY to 19.1K Units in 1H 2026; AGIBOT Overtook Unitree for No. 1 Position」  
(2026 年 8 月 10 日)より NRI 作成

WRC の開幕講演で主催者の中国電子学会 (CIE) 徐曉蘭理事長が、ロボット産業の現状について「小規模な試験運用」から「大規模な導入・普及」へと移行する重要な転換点に差しかかっているとの認識を示した。ハード・ソフト・データ・ソリューションが緊密に連携する重厚な産業基盤が、すでに中国国内に完成しつつある。

さらに注目すべきは、社会実装を一段と推進するための「グローバルロボット応用探索計画」の始動である。中国電子学会と世界ロボット協力機構は、工場、物流、医療、商業、家庭などの現場ニーズ (応用シーン) を世界中から公募し、毎年 1,000 件を選定すると発表した。選定された企業や研究機関には、人型ロボット、四足歩行ロボットや高機能ロボットハンドなどの最新量産機体が無償で提供・貸与され、現地課題に応じた「二次開発」が共同で進められる。

米国が外国製ロボットに対する規制 (外国製部品 35%超モデルの参入制限等) を強め、サプライチェーンの囲い込みを図る一方で、中国は実機が無償貸与とオープンな共同開発を通じ、イノベーション経済圏を拡大しようとしている。完備された産業基盤、低コストな量産体制と実証の場を一体化させたエコシステムの厚みこそが、中国フィジカル AI の真の強みと言える。

## 2. 世界人型ロボット運動会：「走れるか」から「働けるか」へ

WRC とほぼ同じ時期に、北京で「第 2 回世界人型ロボット運動会」も開催された。アメリカ、ドイツ、日本など、前年の 2.4 倍の 660 チームの参加があり、ロボットの数も前年の 4 倍以上の 2,056 台に増えた。本大会の開催目的は、ロボットの運動能力および実用性の検証に加え、海外を含む各参加チーム間の技術交流を深めることにある。陸上や卓球、サッカーなどの運動競技と、実際の生活や業務現場を想定したシナリオ競技を合わせ、計 51 種目が行われた。試行錯誤の段階にあった第 1 回大会とは異なり、今回は陸上種目などで人類の保持する世界記録が次々と塗り替えられ、その飛躍的な進化は世界に大きな衝撃を与えた。

### (1) 1 回目の運動会との相違点

- 限界突破の身体能力

100 メートル走の最終成績は 8 秒 64 で、人間の世界記録の 9 秒 58 を上回り、助走なしの垂直跳びでは人間の限界を大幅に超える 3 メートル 40 センチを記録した。そのほか、400 メートル、1,500 メートルなども人間の世界記録を超えた。

- 完全自律ルールを導入

100 メートル走、4×100 メートルリレー、サッカー、太極拳などの主要運動競技は、スタート時以外の遠隔操作を禁止し、完全自律の競技方式に変更した。例えば、4×100 メートルリレーの場合、走行、加速、バトンパスなどの全プロセスをロボット自身のプログラムとアルゴリズムで自律的に判断・実行する必要がある。

- 「働くロボット」へのシフト

シナリオ競技の種目は前年より大幅に増え、全体の 41%を占めるようになった。製造、家庭、ホテル、消防、調理販売、オフィス、図書館など 9 つの分野で 14 種目を新設した。

大会中、最も作業時間の長い「家庭シナリオ」では、ロボットが約 30 分間にわたり連続して多様なタスクをこなすことが求められた。これには、システムの安定性はもちろん、長時間のプランニング能力においても極めて高い水準が要求される。具体的には、ロボットがリビング、寝室、浴室といった異なるエリアをシームレスに移動しながら、床に散乱した障害物の片付け、財布の識別、狭いドアの通過などを遂行する。さらに、衣類を畳んでクローゼットや洗濯カゴへ正確に分類・収納するまでの一連の作業を、完全自律ですべてやり遂げる必要がある。

シナリオ競技も遠隔操作の場合は 0.5、完全自律は 1 と、点数に加重係数をかける。評価の力点は「走れるか」から、現場で「働けるか」へと明確に移行した。

### (2) 試行錯誤を「糧」に次へつなげる

驚異的な進化のスピードの一方で、まだ物理的な制御の限界も露呈した。ゴールライン

を超えた後もうまく減速できず、勢い余って前方の防護壁に激突してしまう機体や、バランスを崩して転倒し、機体の一部が破損してしまうようなハプニングも多く発生した。しかし、会場では「惜しい」「来年はきっともっと良くなる」といった声上がり、観客からは惜しめない拍手が送られていた。会場全体が、各チームの挑戦を後押しする温かな雰囲気包まれていた。

一つ一つの競技は、ロボットの「脳」に当たるモデルや、本体を構成する部品の性能や安全性を限界まで試すとともに、ロボットが将来、私たちの身近で信頼できる存在として活躍できるかを検証する場でもある。競技で生まれた新記録は、いずれもロボットの進化を示す証しだ。確かに、現状のロボットは実用性や安全性の面では、まだ発展途上にある。たとえ完璧でなくても、まずは競い合い、実践し、現実の失敗から学び、その経験を次へとつなげていく。これこそが、この運動会の真の意義である。

### 3. 加速のメカニズム：異業種参入とオープンソース・エコシステム

#### (1) 異業種参入で加速する人型ロボット産業

2025 年の世界の人型ロボット関連資金調達は約 215 件と前年の 2 倍以上に増え、調達額も約 1 兆 3,500 億円へと急拡大した<sup>※1</sup>。件数では中国が世界の約 9 割を占めているが、注目すべきは、その資金の多くをメガテック企業やメーカーといった産業資本が担っている点である。政府主導の産業育成というイメージが強い中国だが、人型ロボット分野では、美团やアリババなどのメガテック企業、シャオミや CATL などのメーカーが、自社事業との相乗効果を見込みながら積極的な投資及び参入を進めている。

##### ● HONOR（スマートフォン）

同社は 2026 年 4 月に開催された人型ロボットハーフマラソン大会でトップ 6 を独占した。優勝タイムは 50 分 26 秒、昨年の記録 2 時間 40 分 42 秒を大幅に短縮した。これは男子マラソンの世界記録を上回った記録でもあった。HONOR は本来スマートフォンメーカーであり、2025 年人型ロボット分野に本格参入したばかりだ。

その成功を支えたのは、既存事業で培った精密技術だった。「ヒンジ技術」のほか「液冷技術」と「ブレードバッテリー技術」を転用することで、ロボットの弱点であった放熱、スタミナ、軽量性などを同時に克服した。

##### ● 美的集団（家電）

自社開発の 6 本腕ロボットを工場に導入することで、生産性を 30%向上させた。さらに「設置面積 40%削減」も同時に実現しており、生産現場の省スペース化と効率化の両面で大きな成果を収めている。

※1 「中国人型ロボット産業における技術革新の最新動向」（2026 年 6 月 23 日 李智慧）

<https://www.nri.com/jp/knowledge/report/2026forum410.html>

このように、中国では、従来のロボットメーカーや新興ロボットメーカーだけでなく、家電や自動車などの異業種の企業も人型ロボット産業に積極的に参入している。社会変革のインフラと位置づけられる人型ロボットを巡るこうした全業種的な取り組みが、イノベーションの加速をもたらしている。

## (2) オープンソース・エコシステムで業界の発展を促進

中国では、モデルからハードウェアまでを一体的に開発するフルスタックベンダーは、ロボット本体、AI モデル、学習データ及び開発環境を組み合わせたオープンソース・エコシステムを構築し、業界全体の発展をけん引している。

例えば、AgiBot は、自社で構築した開発基盤を 34 の国・地域へ展開し、グローバルなエコシステムを形成している。また、Unitree は人型ロボット向けアプリストア「UniStore」を公開し、ロボット向けアプリケーションを世界中の開発者が共有・活用できる環境を整えた。こうした取り組みは、1 社だけで技術を囲い込むのではなく、多様なプレイヤーとともに市場を育てる発想に基づいている。

## 4. 日本にも求められる、社会実装を起点とした好循環

日本には、高品質な精密部品や産業用ロボットの深い運用ノウハウが存在する。だが、これらを単なる「ハードの優位性」と捉え、個々の製品単体だけで競い合う時代は過ぎ去った。今、求められているのは、製造現場の暗黙知を AI モデルの高度化に生かす戦略的転換である。

また、完成されたロボットの登場を待つのではなく、利用企業と開発企業が現場で共に試行錯誤を繰り返し、社会実装を進めていくことが欠かせない。さらに、こうした実装を面として広げていくには、自前主義や技術の囲い込みから脱却し、オープンソース・エコシステムを戦略的に活用して市場創出のスピードを加速させることが重要と考える。

以上

### Writer's Profile



**株式会社野村総合研究所**  
**チーフエキスパート 李智慧**

中国出身。中国華東師範大学卒業、神戸大学大学院経済学研究科国際経済専攻博士前期課程修了。2002 年に野村総合研究所に入社。著書に『チャイナ・イノベーションは死なない』、『チャイナ・イノベーション 2～中国のデジタル強国戦略』、『チャイナ・イノベーション～データを制する者は世界を制する』などがある。NHK ラジオ「マイ！Biz トレンド」出演など、対外発表多数。

特集

# 自立を加速する中国の半導体サプライチェーン

## 日本の製造装置・材料メーカーは商機が縮小する恐れ

桜美林大学大学院

特任教授 山田周平

### 【本稿要旨】

- 中国は米国の対中規制等を背景に、半導体サプライチェーンの自立を加速している。最先端チップの自給には課題が残る一方、製造装置では国産化が着々と進んでいる。
- 露光装置の調達が制限される中、中国企業は IC チップ間の連携やソフトウェアの最適化などを通じ、AI 用ハードウェアの性能を向上させている。第 15 次 5 カ年計画の時期も技術的な突破を積み重ねる見通しだ。
- 中国半導体の国産化の進展は、日本の製造装置・材料メーカーの商機を縮小させる恐れがある。日本の政府・業界関係者は安全保障の観点からも、中国の半導体産業の動向を注視していく必要がある。

### 1. 現指導部による振興策は 2014 年に始動

中国の半導体産業が政府の支援のもと、サプライチェーン（供給網）の自立を加速している。米政府は 2018 年以降、先端製造装置の対中禁輸などでその台頭を抑えてきたが、中国側は人工知能（AI）用 IC の実用化などで一定の成果を残しつつある。戦略物資である半導体での中国の自立は米中・日中関係など国際情勢も左右しそうだ。

現指導部による半導体産業の振興は 2014 年 6 月公表の「国家 IC 産業発展推進ガイドライン」が出发点だった。それ以前の振興策は税制優遇が中心だったが、ガイドラインでは①政府系ファンド（国家集成电路産業投資基金）から「真水」を注入する②半導体を「国家の安全を保障する」産業と位置づける——という 2 点が加わった。

2015 年 5 月に詳細が公表されたハイテク産業振興策「中国製造 2025」は半導体を含む次世代の情報通信技術（ICT）を重点 10 分野の筆頭に掲げたうえで、この 2 点を継承した。「国家の情報とネットの安全に関わる半導体チップ」の開発能力を高めるとともに、IC の自給率を 2016 年時点の 33% から 2020 年に 58%、さらに 2030 年には 80% まで高める数値目標（2017 年改訂版ロードマップ）を明示した。

米政府が 2018 年に貿易戦争を発動し、中国製造 2025 を「不公正な補助金の温床である」などと批判すると、中国側は公式の場で提起することを控えるようになった。しかし、政府系ファンドの拡充など半導体産業の振興策はその後断続的に発表・実施され、中国の半導体企業は着々と実力をつけてきた。

## 2. IC・製造装置の自給の現状は

中国の半導体サプライチェーンの自立はどの程度、進んだのだろうか。中国の政策当局や業界団体は公式見解を示していない。しかし、米議会の諮問機関、米中経済安全保障再考委員会（USCC）は2025年11月公表の報告書で、中国が国内メーカーから調達する半導体チップの比率は同年末時点で約30%にとどまるとの見通しを示した。中国製造2025が掲げる数値目標には遠く及ばないようだ。

一方で、チップ生産の上流に当たる半導体製造装置の国産化はかなり進んでいる。図表1は中国の産業調査会社エム・アイ・アール（MIR）が素材のシリコンウエハー上にICを形成する「前工程」装置について、2026年3月時点でまとめた国産化率である。北方華創科技集団（NAURA）などがけん引役となり、米中貿易戦争前の2017年に比べると大半の種類で国産化率の上昇が見込まれる。

図表1 中国の半導体前工程装置の国産化率

| 種類    | 2017年 | 2021年 | 2026年 | 主な中国メーカー    |
|-------|-------|-------|-------|-------------|
| エッチング | 3%    | 10%   | 45%   | 中微半導体、北方華創  |
| CVD   | 4%    | 10%   | 25%   | 北方華創、瀋陽拓荊   |
| 洗浄    | 12%   | 23%   | 35%   | 盛美半導体、北方華創  |
| 塗布・現像 | 2%    | 5%    | 15%   | 瀋陽芯源微       |
| イオン注入 | 1%    | 5%    | 40%   | 上海凱世通、電科裝備  |
| CMP   | 3%    | 13%   | 55%   | 華海清科        |
| 露光    | 1%未満  | 1%未満  | 6%    | 上海微電子、上海宇量昇 |
| 全体    | 4%    | 10%   | 28%   |             |

（出所）中国MIRの調査より筆者作成、販売額ベース、2026年は予測

ただ、ICの回路パターンを形成した原板に光を当て、ウエハー上に縮小転写する露光装置の国産化は遅れている。高速演算が必要なAI向けロジックICの量産に欠かせない装置であり、2026年時点では中国の半導体サプライチェーンの最大の弱点となっている。

半導体メモリーでは有力企業が現れている。台湾の調査会社トレンドフォースによると、長鑫存儲技術（CXMT）は2026年4～6月期に、代表的なメモリーのDRAMで世界シェア9.5%を占めた。2026年8月には、CXMTがDRAMの派生品で、AIサーバーに欠かせないHBM（広帯域メモリー）の初期量産に入ったとの報道が流れた。

## 3. 先端露光装置を使わず性能向上

ICは通常、回路が微細なほど高速演算が可能であり、商業ベースの世界最先端は2026年9月現在、2nm級の技術ノードのチップである。一般に、7nmノードより微細な回路の製造は光源の波長が短いEUV（極端紫外線）露光装置が必要とされ、オランダの装置大手ASMLホールディングが世界市場に独占供給しているが、中国は米国主導の輸出規制のため輸入できない状況にある。

中国の半導体産業は現在、EUV露光装置なしで性能を向上することに総力を挙げている。例えば、華為技術（ファーウェイ）は2026年7月に中国・上海で開かれた世界人工知能大会（WAIC）に最先端のAIサーバーシステム「Atlas 950 SuperPoD」の実機を初め

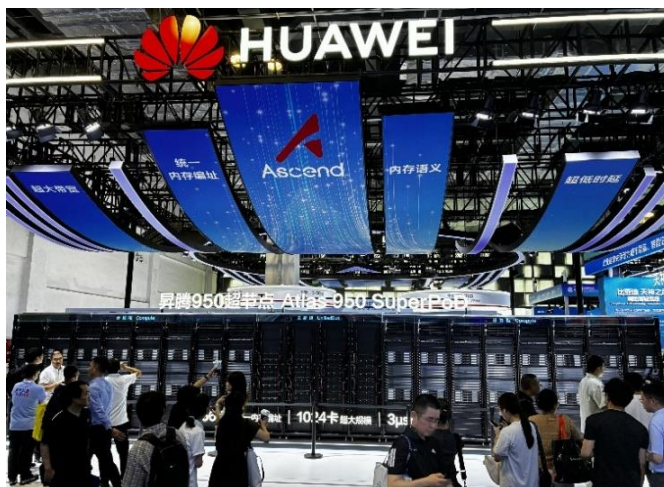
て出展した（図表2）。筆者は現場を視察したが、バス1台分ほどの大きさがあった。

このシステムは、ファーウェイの子会社ハイシリコン（海思半導体）が開発したロジック IC「昇騰（アセンド）950DT」を1024個搭載している。ICの技術ノードは7nm級にとどまるようだが、多数のチップ間の連携を効率化することで、米エヌビディア製のロジック ICを搭載した AI サーバーに対抗しうる性能を実現したという。

ファーウェイの向かい側の展示ブースでは、上海東方算芯科技という企業が「14nmで4nm級の性能」というスローガンを掲げていた。ソフトウェアで半導体の働きを最適化し、ロジック IC と DRAM を3次元に近接配置することで、14nmノード IC で4nm級の性能を実現する技術を持つのだという。同社は2024年設立のスタートアップだが、中国を代表する半導体専門家として知られる清華大学の魏少軍教授が董事長を務めている。

露光装置では、ファーウェイの研究開発部門と関係の深い上海宇量昇科技が2026年夏、EUVの1世代前の技術で28nmノードに対応したDUV（深紫外線）装置の初期量産に入ったとの報道がある。中国の半導体サプライチェーンは最先端ではない技術の組み合わせで、AI産業に使える IC やサーバーを提供する態勢を築きつつあると分析できる。

図表2 ファーウェイ製の AI サーバー（筆者撮影）



#### 4. 第15次5カ年計画における半導体振興は

中国の全国人民代表大会（全人代）が2026年3月採択した第15次5カ年計画（2026～30年）は、ICを工作機械などとともに「通常の枠を超えた措置を講じる」産業分野であると明記した。これを受け、工

業情報化省などは2026年9月にICT製造業のアクションプランを公表したが、自給率や技術ノードの数値目標はない。筆者は中国の科学系政策誌「科技導報（2026年第3期）」が全人代直前に掲載した論考が参考になると考える。

図表3 半導体業界が提言した5カ年計画の発展目標

|   |                                                                    |
|---|--------------------------------------------------------------------|
| ① | WSTSの統計基準で、中国のIC産業が世界トップ3に入る                                       |
| ② | 国民経済分野で必要なICチップの自給率を80%まで引き上げる                                     |
| ③ | 28nmノードのICチップの供給網を安定させ、14nmは安定量産を実現し、7nmは完全国産の生産ラインの構築と試運転を初歩的に終える |
| ④ | 最新の素子構造や回路加工技術、装置、部品、材料、EDAソフトなどの研究開発・検証を行う共同プラットフォームを構築する         |
| ⑤ | 基礎研究で独自のイノベーションを多数創出し、新しい素子構造・材料・回路加工技術の研究開発・生産で世界を部分的に先導する        |

（出所）中国誌「科技導報」より筆者作成

この論考はNAURAの経営トップ、魏教授ら業界の重鎮13人が共同執筆し、第15次5カ年計画における半導体業界の発展目標を提言している（図表3）。①の「WSTS」統計と

は半導体業界の世界標準であり、中国製造 2025 の数値目標が非現実的で、「お手盛り」の印象があったことを踏まえた目標設定だと解釈できる。

②は白物家電などに載る成熟技術の「レガシーIC」で国産利用を奨励し、③は宇宙昇の事例の通り、28 nmノードは製造装置を含めて完全な国産を目指す方針を示している。④は中国の産業界でありがちな重複投資を戒め、⑤は中国の産業界が軽視しがちな基礎研究の重要性を指摘している。

全体として、実現可能性を重視した目標設定といえる。この論考は全人代直前という公表時期から考えて、政策当局の意向を一定以上、反映している公算が大きい。中国の半導体産業は 2030 年に向け、本稿でも検証した地道な技術上の突破を積み重ね、半導体サプライチェーンの自立をさらに進めると思われる。

## 5. 日本はどう向き合うべきか

中国による半導体産業の振興は日本の製造装置・材料メーカーにとって大きな商機となっていた。日本半導体製造装置協会（SEAJ）によると、2025 年の日本製装置の中国販売高は 1 兆 6756 億円と販売高全体の約 33% を占めた。米中貿易戦争前だった 2017 年の約 7.7 倍に達している。しかし、中国の装置メーカーがシェアを伸ばしているのは本稿で考察した通りであり、日本勢の販売は今後、頭打ちとなる恐れがある。

2026 年 9 月上旬には、中国商務省が半導体などの生産に使う日本産の特殊ガス「ジクロロシラン」に反ダンピング（不当廉売）措置をとると発表した。高市早苗首相の台湾有事を巡る国会答弁への対抗措置との見方もある。半導体は安全保障にも関わる機微技術であり、日本の政府・業界関係者は中国半導体をさらに注意深く観察していく必要がある。

以上

### Writer's Profile



**山田周平**  
桜美林大学大学院 特任教授

日本経済新聞社で産業部キャップ（電機担当）、台北支局長、中国総局長などを歴任し、日本経済研究センター研究員兼務を経て 2023 年 4 月から現職。専門は中華圏の産業動向や東アジアの経済安全保障。共著書に「軋むアジア 揺れる米中関係と見えない新秩序」（日本経済新聞出版）、「現代中国を知るための 54 章【第 7 版】」（明石書店）などがある。早稲田大学政治経済学部卒、北京大学外資企業 EMBA 修了。

紹介サイト【<https://researchmap.jp/shuhei-yamada>】

✉ : [yamada\\_s@obirin.ac.jp](mailto:yamada_s@obirin.ac.jp)

特集

# 中国で進む AI ガバナンス体系の構築

## 「発展」と「安全」の両立及び日本企業への示唆

みずほ銀行 中国営業推進部

ヴァイスプレジデント 中国弁護士 王博

### 【本稿要旨】

- 中国の AI ガバナンスは、多層的な制度体系が形成され、AI の「発展」と「安全」の両立を追求している。
- 政策目的により、「育てる」、「整える」、「守る」、「管理する」という 4 つの機能に整理できる。
- 日本企業は、中国の AI ガバナンスを、市場とリスクを示す地図として捉えることが重要。

### はじめに

2026 年 9 月 24 日の米中首脳会談では、両国が人工知能（AI）に関するリスクと便益について意見交換をする「中米人工知能対話」を設置するとともに、人工知能関連インシデントに関するコミュニケーション・チャンネルを設けることで合意したと報じられている<sup>※1</sup>。

この合意は、AI ガバナンスが、研究開発やサービス提供に関する国内規制にとどまらず、国際競争、国家安全保障、インシデント対応、国際的な意思疎通にも関係する課題となっていることを示している。

AI は今や、各国の国際競争力を左右する戦略的産業分野となっている。一方で、AI の急速な発展に伴うデータ、個人情報、サイバーセキュリティ、社会秩序、国家安全保障などへの影響も重要な政策課題となっている。中国は、国際的な AI 競争の中心の一つであると同時に、国内においても AI の「発展」と「安全」の両立を図る制度整備を進めている。

以下では、中国の AI ガバナンスを、AI の研究開発・産業化を促進する政策、AI の安全・倫理・権利保護に関するルール、国家安全保障上の管理措置を含む広義の制度体系として捉え、その特徴を整理した上で、日本企業への示唆を考察する。

## 1. 「発展」と「安全」の両立を図る中国の AI ガバナンス

中国の AI ガバナンスは、現時点では、AI 全般を一つの法律で包括的に規律する単一の「人工知能法」は制定されておらず<sup>※2</sup>、制度全体としては多層的な構造となっている。法

<sup>※1</sup> 中国外交部「中美達成八点成果共识」[https://www.fmprc.gov.cn/zyxw/202609/t20260926\\_12031616.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/zyxw/202609/t20260926_12031616.shtml)

<sup>※2</sup> 「人工智能法」は、23 年度の國務院年度立法計画で「人工智能法草案」が全国人民代表大会常務委員会へ

律や行政規則が直接的な義務を定める一方、政策文書は政府が重視する政策課題や産業の方向性を示し、標準やガバナンス枠組みは技術・安全面の共通ルールを形成している。こうした複数の制度を組み合わせることにより、中国は、AI の研究開発や産業利用を促進する「発展」と、社会実装に伴うリスクや国家安全保障上の懸念に対応する「安全」を同時に追求している。

図表 1 中国 AI ガバナンスの多層的構造

| 制度層               | 代表例                                                                                                                                                                                                                       | 主な役割                                      | 実務上の意味                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 国家戦略・産業政策         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「次世代人工知能発展計画」(2017 年)</li> <li>● 「「AI+」行動の徹底の実施に関する意見」(2025 年)</li> </ul>                                                                                                        | AI 技術・AI 産業の育成、社会実装の促進                    | 産業発展の方向性、市場目標・行政方針の明示                                |
| 標準・倫理規範・安全フレームワーク | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「人工知能産業総合標準化体系構築ガイドライン」(2024 年)</li> <li>● 「次世代人工知能倫理規範」(2021 年)</li> <li>● 「AI 安全ガバナンスフレームワーク 3.0」(2026 年)</li> </ul>                                                           | 技術・品質の共通ルール、AI 利用に関する倫理原則の形成              | 強制性国家標準以外、原則として直接的な法的義務を課さないが、安全評価、認証、政府調達などの要件となり得る |
| 基礎法制(既存法)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「サイバーセキュリティ法」</li> <li>● 「データ安全法」</li> <li>● 「個人情報保護法」</li> <li>● 「輸出管理法」</li> </ul>                                                                                             | AI に関連するデータ、ネットワーク、個人情報、技術などに関する基本的ルールの提供 | 対象者に直接に法的義務を課す                                       |
| 個別規制              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「インターネット情報サービスアルゴリズムレコメンド管理規定」(2022 年)</li> <li>● 「生成 AI サービス管理暫定弁法」(2023 年)</li> <li>● 「人工知能生成・合成コンテンツ識別表示弁法」(2025 年)</li> <li>● 「人工知能擬人化インタラクションサービス管理暫定弁法」(2026 年)</li> </ul> | 顕在化した具体的 AI リスクの管理                        | サービス提供者などの対象事業者に直接に法的義務を課す                           |

(資料) 筆者作成

上図は制度の形式に着目した整理であるが、以下では、制度の法的分類ではなく、果たす政策目的に着目し、AI 産業や社会実装を促進する「育てる」、目指す発展の方向性を共有する「整える」、国家安全を保護する「守る」、社会実装に伴う具体的なリスクを抑制する「管理する」の 4 つの機能に整理する。この整理を通じ、中国が AI の「発展」を促進しながら、どのように「安全」を確保しようとしているのかを明らかにする。

## 2. 「育てる・整える・守る・管理する」中国の制度設計

### (1) 「育てる」—AI を産業高度化の基盤に

中国の AI 振興政策の起点となったのが、2017 年の「次世代人工知能発展計画」である。

の審議提出に向けた予備項目として掲げられた。一方、26 年度の国務院年度立法計画は、人工知能ガバナンスを整備し、人工知能の健全な発展に向けた総合的立法を加速する方針を示しているが、2026 年 9 月 30 日現在、公開情報上、国家レベルの「人工知能法」草案は公表されていない。

同計画は AI を国際競争の新たな焦点、経済発展の新たなエンジンと位置づけ、2030 年までに AI 理論・技術・応用で世界をリードすることを目標に掲げた。

もっとも、同計画は産業政策であると同時に、AI に関する法律・法規、倫理規範、標準、安全管理体制などの整備にも言及しており、AI ガバナンスの方向性を示す政策文書としての側面も持つ。

その後、政策の重点は AI そのものの技術開発から、経済・社会への幅広い実装へと広がっている。2025 年の「「AI+」行動の徹底の実施に関する意見」は、AI を科学技術、産業、消費、民生、ガバナンス、国際協力の各分野に幅広く活用する方針を示している。また、法令・法規による保障の強化、AI の安全管理能力の向上、リスク管理体制の整備なども掲げており、産業への AI 導入を促進する政策であると同時に、安全な社会実装を支えるガバナンス政策としての機能も有している。

その後、政策の重点は AI そのものの技術開発から、経済・社会への幅広い実装へと広がっている。2025 年の「「AI+」行動の徹底の実施に関する意見」は、AI を科学技術、産業、消費、民生、ガバナンス、国際協力の各分野に幅広く活用する方針を示している。また、法令・法規による保障の強化、AI の安全管理能力の向上、リスク管理体制の整備なども掲げており、産業への AI 導入を促進する政策であると同時に、安全な社会実装を支えるガバナンス政策としての機能も有している。

## (2)「整える」—標準化と安全・倫理指針で AI 発展の方向性をそろえる

AI の社会実装を広げるためには、技術や産業を「育てる」とともに、その発展の方向性をそろえることも必要となる。中国では、標準化によって技術・品質などの共通基準を形成するとともに、安全・倫理に関する指針を通じて、技術の進展に対応した AI ガバナンスの枠組みを構築しようとしている。

標準化の面では、2024 年に工業情報化部など 4 部門が「人工智能産業総合標準化体系構築ガイドライン（2024 年版）」を公表した。同ガイドラインは、算力、アルゴリズム、データなどの基礎分野から、大規模モデル、スマート製品・サービス、産業応用、安全・ガバナンスまでを対象に、AI 産業全体の標準体系を構築する方針を示している。

安全・倫理指針の面では、中国では「次世代人工智能倫理規範」（2021 年）などを通じて AI の研究開発・利用に関する倫理原則を示すとともに、2024 年に「人工智能安全治理框架」（「AI 安全ガバナンスフレームワーク」）の 1.0 版を公表し、AI の技術発展や応用拡大に伴うリスクを分類し、行動指針と対応措置を提示した。当該フレームワークは継続的に更新されており、2024 年の 1.0、2025 年の 2.0 を経て、2026 年 9 月には最新版となる 3.0 が公表された。

## (3)「守る」—重要技術を国家安全保障の観点から保護

AI 技術の発展に伴い、国家安全保障の観点から、先端技術をいかに保護するかが重要になっている。中国は、「データ安全法」や「輸出管理法」などの既存法の下、「禁止輸出・輸出制限技術目録」により、重要技術の国外移転を規制している。また、「両用品目輸出管理条例」の下では、民生用途と軍事用途の双方に利用可能な貨物、技術、サービスなど

を規制する制度が整備されている。

これらは AI そのものを一律に対象とする輸出管理制度ではないが、AI を支える先端半導体製造技術や計算・情報処理に関連する技術などについても、性能や用途によって輸出管理との関係を確認する必要がある。中国の AI ガバナンスには、技術の「発展」を促すだけでなく、重要技術を国家安全保障の観点から保護する側面も組み込まれている。

#### (4) 「管理する」—AI の社会実装に伴う個別リスクを管理

中国では、現時点で、AI 全体を一律に規制する基本法が制定されていないため、既存のサイバーセキュリティ、データ、個人情報等の法制に加え、技術の発展と社会実装に伴って新たなリスクが顕在化した分野ごとに、個別ルールを整備していく方式が採られている。

2022 年施行のアルゴリズムレコメンド管理規定は、個人向け推薦などを含むアルゴリズムサービスについて、安全管理や利用者保護などを規定した。

2023 年施行の生成 AI サービス管理暫定弁法は、一般利用者向けの生成 AI について、生成されたコンテンツ、個人情報、知的財産などに関する提供者の責任を定めた。

2025 年施行の人工智能生成・合成コンテンツ識別表示弁法は、AI によって生成・合成された文章、画像、音声、動画などについて、利用者が認識できる「明示的表示」とデータに組み込む「不可視表示」を導入し、AI による生成・合成コンテンツの識別及び追跡可能性を高めることを目指している。

さらに 2026 年施行の人工智能擬人化インタラクショナルサービス管理暫定弁法は、人間の人格的特徴やコミュニケーション方法を模倣し、継続的な感情的なやり取りを行う AI サービスについて、過度な依存、未成年者保護、個人情報、安全などに関するルールを設けた。

以上を踏まえると、中国の AI ガバナンスは、産業政策、行政規則、標準、安全・倫理ガバナンス、国家安全保障政策及び関連法規を組み合わせた多層的な制度体系として形成されている。AI の研究開発や産業への導入を促進する「発展」の機能と、社会実装に伴うリスク、個人の権利・利益、国家安全保障上のリスクを管理する「安全」の機能を併せ持つ点に特徴がある。次章では、この特徴を米国、EU、日本と比較する。

### 3. 米国・EU・日本との比較

米国・EU・日本はいずれも AI の発展とリスク管理を追求している。違いは、各国・地域がどの政策目的に重心を置き、どのような手段で企業や社会を管理しているかにある。

図表 2 中国・米国・EU・日本の AI ガバナンス比較

| 比較軸 | 政策目的の重心                        | 規制アプローチ                                                                          | 制度上留意点                     |
|-----|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 中国  | 産業発展と国家安全保障・リスク管理の両立           | AI に関する基本法がなく、倫理規範などのソフトロー、標準、既存法及び個別の行政規則などにより対応。                               | 政策・標準・指針も実務上の影響を持ち得る       |
| 米国  | 第 2 次トランプ政権：技術的優位、国際競争力、国家安全保障 | AI に関する基本法がなく、大統領令、「America's AI Action Plan」、NIST の AI RMF、輸出管理規制、州法、企業自主規制が併存。 | 州ごとの AI 規制、輸出・投資・調達規制等を要確認 |

|    |                                             |                                                                         |                              |
|----|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
|    | 一部の州：規制強化 <sup>※3</sup>                     |                                                                         |                              |
| EU | 基本的人権、安全、信頼性                                | 包括規制である EU AI Act を中心としてリスクベースアプローチ。リスクに応じて段階的に規律。 <sup>※4</sup>        | 制裁金等の罰則があり、域外適用が可能           |
| 日本 | AI の研究開発・イノベーションを推進しつつ、リスクに対応 <sup>※5</sup> | 「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(AI 基本法)、人工知能基本計画、「AI 事業者ガイドライン」、既存法の組合せで対応 | AI 基本法は推進法的性格だが、既存法の適用を免除しない |

(資料) 筆者作成

以上の比較から、AI ガバナンスについて「世界共通の一つの対応策」を設定することは難しいと考えられる。日本企業は、AI に関するグローバル共通の基本基準を設定した上で、各国・地域の制度に応じた追加対応を行うことが、実務上の基本的な方向性であると考えられる。以下では、この考え方を踏まえ、日本企業への具体的な示唆を検討する。

## 4. 日本企業への示唆

### (1) 各国・地域の制度差を踏まえたグローバル対応

各国・地域の AI ガバナンスの理念や具体的な制度設計は異なる。その違いがグローバルで事業を展開する企業にも影響を及ぼす可能性がある。

日本企業としては、AI 倫理や安全性などについてグローバル共通の基本基準を設定した上で、各国・地域の制度に応じて追加対応を行い、「グローバル共通基盤＋ローカル対応」という二層型の AI ガバナンスを構築することが現実的な選択肢の一つと考えられる。

### (2) AI 産業に広がる事業機会を捉える

中国 AI 産業の発展は、AI モデルだけでなく、半導体・電子部品、センサー、ロボット、工作機械、データセンター、電力、車載機器、医療などにも新たな需要をもたらす可能性がある。

日本企業にとっては、基盤モデルそのもので競争するだけでなく、自社が強みを持つ設備・部材・技術を AI と組み合わせることも有力な選択肢となる。「AI の普及によって、どの既存産業に新たな需要が生まれるのか」という視点で市場を捉えることが重要である。

### (3) 事業類型に応じて「法令・標準・政策」を一体的に確認する

中国で AI 関連事業を展開する際には、AI に関する個別規制だけでなく、データ安全、個人情報、知的財産などの既存法制との関係も確認する必要がある。さらに、AI 関連標準が認証、安全評価、政府調達などに参照される場合には、事実上の市場参入条件として作用する可能性もある。

※3 JEITRO 「パッチワーク化が進む米国の AI 規制」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2026/0102/859d70e177ed4dc4.html>

※4 総務省「EU の AI 規制法案の概要」 [https://www.soumu.go.jp/mAIIn\\_content/000826707.pdf](https://www.soumu.go.jp/mAIIn_content/000826707.pdf)

※5 経産省 HP AI ガバナンス [https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/ai-governance/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ai-governance/index.html)

このため、AI 製品・サービスの中国市場への投入や現地での AI 利用を検討する際には、事業類型に応じて、①適用される AI・データ関連法令、②データの保存・越境移転、③必要な届出・安全評価など、④関連する国家・業界標準、⑤政府・主要顧客の調達・取引要件について、それぞれ該当性を確認することが望ましい。

図表 3 事業類型による確認事項

| 事業形態              | 主な確認事項                    | 事前対応の例                             |
|-------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 中国国内で AI サービスを提供  | 生成 AI、アルゴリズム、コンテンツ表示、個人情報 | アルゴリズム届出、安全評価、識別表示、個人情報の越境移転の要否を確認 |
| 中国企業に AI 部材・機器を供給 | 輸出管理、最終用途、技術移転            | 品目、性能、取引相手、最終用途の確認                 |
| 中国国内で AI を社内利用    | 従業員情報、顧客データ、営業秘密          | 入力データ、ログ、保存場所の整理                   |
| 中国向け製品に AI 機能を搭載  | 製品安全、表示、責任分担              | AI 機能の法的位置づけを整理                    |
| 中国企業と AI の共同研究    | 知財、データ、技術移転               | 権利帰属、技術・データの移転範囲明確化                |

(資料) 筆者作成

#### (4)経済安全保障を事業設計に織り込む

中国 AI 企業との共同研究、AI 関連設備・部材の供給、投資、米国技術を含む製品の中国展開などでは、米中双方の輸出管理、投資規制、制裁などとの関係が問題となり得る。

このため、投資・提携の検討段階から、半導体、モデル、クラウドなどの由来、技術移転の有無、取引相手、最終用途などを確認するとともに、必要に応じて代替技術や代替サプライヤーを確保するなど、経済安全保障上のリスクを事業設計の段階から織り込むことも重要である。

## 結語

中国の AI ガバナンスは、産業政策、基礎法制、行政規制、標準、安全・倫理ガバナンス、国家安全保障政策及び関連法規を組み合わせた多層的な制度として形成されている。その根底には、AI の「発展」と「安全」を両立させるという政策理念がある。

日本企業にとっては、中国の AI ガバナンスを、AI 関連需要が拡大する分野と、データ、技術移転、輸出管理、個人情報等のリスクが集中する領域を把握するための手がかりとして捉えることが重要である。

### Writer's Profile



**みずほ銀行 中国営業推進部**  
**ヴァイスプレジデント 中国弁護士 王博**

慶応義塾大学法学部卒。中国の弁護士事務所にて外資投資支援業務に従事。08 年にみずほ銀行へ入行。日本企業の中国進出アドバイザー、在日中資系企業営業推進などを経て、現在、法務の専門性と日中双方のビジネスの知見を活かし中国関連ビジネス情報の発信業務を担当。

✉ : bo.wang@mizuho-bk.co.jp

# 人民元の国際化の現状と展望

帝京大学経済学部教授

露口洋介

## 【本稿要旨】

- 人民元の国際化は、中国全体のクロスボーダー決済に占める人民元の比率を上昇させるという第1の意味では着実に進展してきたが、グローバルに幅広く利用されるという第2の意味ではいまだ充分進展していない。
- 人民元の国際化の目的は為替リスクの低減より、金融制裁回避などの決済リスクの抑制に重点が置かれてきた。
- ロシアのウクライナ侵攻など地政学的リスクの高まりを契機に第1の意味の人民元国際化から第2の意味の人民元国際化に重点が移行しつつある。
- 2026年以降の第15次5か年計画期間に入って、金融強国実現のために人民元の国際化をより積極的に進展させようとする動きがみられる。日本も円の国際化など対応を検討すべきである。

## 1. はじめに

人民元の国際化については、2009年7月のクロスボーダー人民元決済の開始以降、様々な進展が見られてきた。2026年に入って、中国政府は人民元国際化を更に積極的に推進すべく、いくつかの措置を打ち出している。本稿では、最近に至る人民元国際化の経緯と現状を概観し、今後の展望について検討したい。

## 2. 二つの人民元国際化

2009年7月1日にクロスボーダー人民元決済が開始され、中国大陸以外の域外地域との資金の受払について人民元を利用して行うことが可能となった。当初は貿易取引の資金決済のみにしか認められなかったが、2010年には經常取引全体に拡大され、その後、直接投資や証券投資などを含む資本取引の一部も人民元での決済が可能となった。開始時の中国人民銀行の公表文では、「世界金融危機の影響を受け、国際決済通貨の為替レートが大幅に変動し、わが国と近隣国家や地域の企業が第三国通貨を使用して貿易決済を行う場合大きな為替リスクに直面した」ことをクロスボーダー人民元決済開始の理由として挙げている<sup>※1</sup>。この「第三国通貨」は明らかに米ドルを意味しており、クロスボーダー決済を

<sup>※1</sup> "中国人民银行有关负责人就《跨境贸易人民币结算试点管理办法》有关问题答记者问”、中国人民银行、2009年7月2日。

米ドルではなく、人民元で行えるようにすること、すなわち米ドルへの過度な依存からの脱却が人民元国際化の主な目的であることが分かる。

筆者は人民元の国際化を2種類に分けて考察すべきと考えている。第1は中国自身のクロスボーダー決済全体に占める人民元建て決済の比率を上昇させるという意味での人民元国際化である。第2は、米ドルのように、グローバルに決済手段、価格表示、資産運用などの面で幅広く利用される通貨という意味での国際化である。後述するように第1の意味での国際化は資本取引がある程度規制されている方が有利に進められるが、第2の意味での国際化を促進しようとする資本取引規制の大幅な緩和が必要となる。

第1の意味での国際化について見ると、中国のクロスボーダー受払全体に占める人民元建て送金の比率は2009年以前の実質ゼロに近い水準から2023年には58.0%に達し<sup>※2</sup>、經常取引についても2025年上半期に30.6%となっている<sup>※3</sup>。第1の意味での人民元国際化は着実に進展してきたと言える。

一方、第2の意味での人民元国際化については、いまだに十分に進展してきたとはいえない。例えば、世界全体の為替売買市場に占める比率を2025年4月の時点で見ると、米ドル89.2%、ユーロ28.9%、円16.8%、英ポンド10.2%に次いで人民元は5位の8.5%にとどまっている（取引通貨双方で合計200%に占める比率）（表1）<sup>※4</sup>。

表1 全世界の通貨別外国為替取引高

|                | 2010年4月 |    | 2013年4月 |    | 2016年4月 |    | 2019年4月 |    | 2022年4月 |    | 2025年4月 |    |
|----------------|---------|----|---------|----|---------|----|---------|----|---------|----|---------|----|
|                | シェア     | 順位 | シェア     | 順位 | シェア     | 順位 | シェア     | 順位 | シェア     | 順位 | シェア     | 順位 |
| 米ドル            | 84.9%   | 1  | 87.0%   | 1  | 87.6%   | 1  | 88.4%   | 1  | 88.4%   | 1  | 89.2%   | 1  |
| ユーロ            | 39.1%   | 2  | 33.4%   | 2  | 31.4%   | 2  | 32.3%   | 2  | 30.6%   | 2  | 28.9%   | 2  |
| 日本円            | 19.0%   | 3  | 23.0%   | 3  | 21.6%   | 3  | 16.8%   | 3  | 16.7%   | 3  | 16.8%   | 3  |
| 英ポンド           | 12.9%   | 4  | 11.8%   | 4  | 12.8%   | 4  | 12.8%   | 4  | 12.9%   | 4  | 10.2%   | 4  |
| 中国人民元          | 0.9%    | 17 | 2.2%    | 9  | 4.0%    | 8  | 4.3%    | 8  | 7.0%    | 5  | 8.5%    | 5  |
| スイスフラン         | 6.3%    | 6  | 5.2%    | 6  | 4.8%    | 7  | 4.9%    | 7  | 5.2%    | 8  | 6.4%    | 6  |
| オーストラリアドル      | 7.6%    | 5  | 8.6%    | 5  | 6.9%    | 5  | 6.8%    | 5  | 6.4%    | 6  | 6.1%    | 7  |
| カナダドル          | 5.3%    | 7  | 4.6%    | 7  | 5.1%    | 6  | 5.0%    | 6  | 6.2%    | 7  | 5.8%    | 8  |
| 香港ドル           | 2.4%    | 8  | 1.4%    | 13 | 1.7%    | 13 | 3.5%    | 9  | 2.6%    | 9  | 3.8%    | 9  |
| 合計             | 200.0%  |    | 200.0%  |    | 200.0%  |    | 200.0%  |    | 200.0%  |    | 200%    |    |
| 合計取引高<br>10億ドル | 3,973   |    | 5,357   |    | 5,066   |    | 6,581   |    | 7,468   |    | 9,595   |    |

（出所）BIS

また、2026年3月末の世界の公的外貨準備の通貨別比率は米ドル、ユーロ、円、英ポンド、カナダドル、オーストラリアドルに次いで人民元は7位の1.99%にすぎない<sup>※5</sup>（表2）。これらは、世界第1位の貿易額と第2位のGDPの中国としては十分な水準とはいえない。

※2 「中国貨幣政策執行報告 2023年第4四半期」、中国人民銀行、2024年2月8日。

※3 「人民元国際化報告（2025）」、中国人民銀行、2025年10月30日。

※4 “14th Triennial Central Bank Survey of foreign exchange and Over-the-counter derivatives markets”, Bank for international settlement, June 2026.

※5 “Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves”, International Monetary Fund, July 1, 2026.

表 2 世界の公的外貨準備通貨別内訳

単位:10 億ドル / シェア %

|           | 2017 年末 |      | 2020 年末 |      | 2021 年末 |      | 2022 年末 |      | 2023 年末 |      | 2024 年末 |       | 2025 年末 |       | 2026 年 3 月末 |       |
|-----------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|-------|---------|-------|-------------|-------|
|           | シェア     |      | シェア     |      | シェア     |      | シェア     |      | シェア     |      | シェア     |       | シェア     |       | シェア         |       |
| ドル        | 7,175   | 62.7 | 7,556   | 59.5 | 7,671   | 59.4 | 7,006   | 59.0 | 7,263   | 59.0 | 7,201   | 58.41 | 7,416   | 56.42 | 7,486       | 57.13 |
| ユーロ       | 2,265   | 19.7 | 2,609   | 20.6 | 2,558   | 19.8 | 2,344   | 19.7 | 2,365   | 19.2 | 2,331   | 18.91 | 2,679   | 20.38 | 2,625       | 20.03 |
| 円         | 546     | 4.7  | 766     | 6.0  | 710     | 5.5  | 646     | 5.4  | 670     | 5.4  | 695     | 5.64  | 768     | 5.84  | 713         | 5.44  |
| 英ポンド      | 542     | 4.7  | 604     | 4.8  | 630     | 4.8  | 599     | 5.0  | 589     | 4.8  | 566     | 4.60  | 579     | 4.41  | 576         | 4.40  |
| 人民元       | 140     | 1.2  | 294     | 2.3  | 368     | 2.8  | 303     | 2.6  | 287     | 2.3  | 254     | 2.07  | 256     | 1.95  | 260         | 1.99  |
| カナダドル     | 242     | 2.1  | 269     | 2.1  | 314     | 2.4  | 295     | 2.5  | 309     | 2.5  | 350     | 2.84  | 328     | 2.50  | 324         | 2.48  |
| オーストラリアドル | 225     | 1.9  | 251     | 1.9  | 258     | 2.0  | 266     | 2.2  | 257     | 2.1  | 251     | 2.04  | 265     | 2.02  | 276         | 2.11  |
| その他合計     | 11,442  |      | 12,693  |      | 12,914  |      | 11,884  |      | 12,315  |      | 12,330  |       | 13,146  |       | 13,104      |       |

(出所) IMF

このような状況は、まず中国自身のクロスボーダー決済を過度に米ドルに依存している状況から脱却することを最優先に第 1 の意味での人民元の国際化を促進したことによる。そして人民元国際化を推進する手段としては、2009 年の開始当初から導入された域外でのクリアリング銀行の設置、2011 年に開始された人民元建て送金で対中証券投資を行うことを認める「人民元建て適格海外投資家制度 (RQFII)」、2015 年に稼働した「クロスボーダー人民元決済システム (CIPS)」などが挙げられる。さらに、資本取引が依然として完全に自由ではなく規制が残る中で、外貨より人民元によるクロスボーダー送金を簡便にすることによって人民元建ての送金を促進するという手段も採用された。例えば、貿易取引に伴う資金の受け払いについて、それが規制された資本取引ではないことの証明 (実需証明) が必要とされるが、その手続きは人民元建てで送金する場合の方が外貨建てで送金する場合よりも簡便となっている。このような手法は資本取引が依然として規制されているからこそ可能となる。一方、グローバルに幅広く利用されるという第 2 の意味での人民元国際化にとって資本取引規制は不利である。例えば、後述のロシアとインドの例のように第 3 国間の送金に人民元が使用され、その決済が中国国内の銀行で行われる場合、銀行に対して実需証明を提出する必要がある、手続きが面倒である。香港を中心に取引が行われるオフショア人民元 (CNH) であれば資本取引が自由であり、実需証明も不要であるが、現状では CNH の流動性は十分豊富ではなく、また、アメリカから金融制裁を受けているロシアなどの国々の送金を扱うことは、CNH の決済が集中する香港の人民元クリアリング銀行にとってアメリカからの 2 次制裁の恐れがあり困難である。

### 3. 人民元国際化は転機を迎えたか？

中国が第 1 の意味での人民元の国際化を進めてきたのは、前述の為替リスクの低減のためという面もあるが、米ドルの決済がニューヨークで行われるため、米ドルに過度に依存していると決済の時差リスクが大きくなることと、アメリカによって米ドルの決済を停止させられる金融制裁のリスクという決済関連のリスクが認識されていたことも大きな理由と考えられる。2006 年以降、国連決議に基づき対イラン経済制裁が行われており、2009

年当時、中国もこの点については十分認識していたと考えられる。IMF のワーキングペーパー<sup>※6</sup>によると、中国は 2009 年のクロスボーダー人民元決済開始以来現在まで、輸出入の対外受払について建値通貨（invoicing currency）としての人民元の利用の拡大より決済通貨（settlement currency）としての人民元の利用拡大に力を入れてきた。2023 年の段階で輸出入とも決済通貨としての人民元の比率は 50% 近くに達しているにもかかわらず、建値通貨としての人民元の利用は輸出入とも 10% 程度にとどまっている<sup>※6</sup>。通常、多くの国では建値通貨と決済通貨はおおよそ一致するが、中国ではその間の乖離幅が大きく、これはドル建て人民元払いというパターンが広く行われてきたことを意味する。為替リスクの低減が脱ドル依存の主たる目的であれば、建値通貨の人民元のシェアを上げることに努めるはずである。決済通貨の人民元建てシェアを引き上げることにより注力してきたということは、金融制裁の回避を含めた決済リスクの回避のための脱ドル依存をより重視していることを意味する。

中国人民銀行は 2015 年以降公表している「人民元国際化報告」の 2022 年 9 月の公表分までは第 1 章「概要」の最初の部分か、本文である第 2 章「人民元の国際使用概況」の最初の文章で必ずクロスボーダー受払全体に占める人民元の比率が述べられていた。例えば 2022 年版では第 2 章の冒頭で「人民元クロスボーダー受払がクロスボーダー受払全体に占める比率は 47.7% である」と記載されている。

2022 年 2 月 24 日のロシアのウクライナ侵攻に伴いアメリカはロシアの大手 5 銀行の米国内に所在する銀行にあるコルレス口座を凍結し、さらに、国際間の決済についての情報伝達を行うシステムである SWIFT がロシアの 7 銀行を SWIFT から排除した。このため、ロシアは米ドルを利用した決済を行うことが困難となった。その結果、中国との間で石油や半導体などの取引を増加させた。このような地政学的リスクの高まりに伴い、アジアやアフリカの国々でも中国との貿易を増加させる動きが生じている（表 3）。

表 3 中国の相手国別輸出入額の推移

ドル換算前年比 単位: %

|        | 2022 年 | 2023 年 | 2024 年 | 2025 年 | 2026 年 1~6 月 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| 合計     | +4.4   | -5.0   | +3.8   | +3.2   | +21.2        |
| ロシア    | +29.3  | +26.3  | +1.9   | -6.9   | +25.6        |
| イラン    | +7.0   | -6.2   | -8.5   | -25.6  | -59.2        |
| インド    | +8.4   | +1.5   | +1.7   | +12.4  | +23.6        |
| ブラジル   | +4.9   | +6.1   | +3.5   | -0.1   | +28.2        |
| アフリカ合計 | +11.1  | +1.5   | +4.8   | +17.7  | +24.0        |
| 南アフリカ  | +5.0   | -1.2   | -5.7   | +2.2   | +25.3        |
| ASEAN  | +11.2  | -4.9   | +7.8   | +7.4   | +22.5        |
| ベトナム   | +2.1   | -0.5   | +13.5  | +13.7  | +30.7        |
| マレーシア  | +15.3  | -5.2   | +11.4  | -9.6   | +1.9         |
| タイ     | +3.0   | -5.0   | +6.1   | +14.4  | +25.2        |

※6 “Patterns of Invoicing Currency in Global Trade in a Fragmenting World Economy”, Emine Boz, Anja Brügggen, Camila Casas, Georgios Georgiadis, Gita Gopinath, and Arnaud Mehl, IMF Working Paper, Sep. 2025

|        |       |       |      |       |       |
|--------|-------|-------|------|-------|-------|
| シンガポール | +22.8 | -2.6  | +2.6 | +7.5  | +23.9 |
| インドネシア | +19.8 | -5.9  | +6.1 | +13.4 | +32.5 |
| 日本     | -3.7  | -10.7 | -3.0 | +4.5  | +17.8 |
| アメリカ   | +0.6  | -11.6 | +3.7 | -18.7 | 0.0   |
| EU     | +2.4  | -7.1  | +0.4 | +5.4  | +14.2 |

(出所) 中国海関総署

また、報道によると 2022 年 6 月にインド企業がロシア企業からの石炭の輸入代金を人民元で支払った<sup>※7</sup>。インド企業はまず香港の銀行にドルで送金し、香港で人民元に交換して大陸の銀行にあるロシア企業の口座に振り込んだとされる。このような第三国間での人民元による決済については、2023 年 7 月にインドの製油業者がロシア産原油の輸入代金支払いに人民元の使用を開始したこと<sup>※8</sup>、2023 年 4 月にバングラデッシュ政府が、ロシアが製造する原子力発電所の代金を人民元で支払うことに合意したことなどが報じられ<sup>※9</sup>活発化している。最近では 2026 年 4 月のアメリカとイスラエルによるイラン攻撃によってイランがホルムズ海峡を封鎖し、通行料を徴収したが、1 バレルにつき 1 ドル、2 百万バレルの大型タンカーだと 2 百万ドル (約 3 億 2 千万円) の通行料についてイランは人民元での支払いを求めたとされており<sup>※10</sup>、これも第三国間での人民元決済である。

中国のロシアなどとの貿易の増加に伴う人民元決済の拡大や、第三国間の人民元決済が中国国内の銀行を通じて決済されることによって、CIPS の決済額の前年比増加率は 2022 年 21.5%、2023 年 27.2%、2024 年 42.6%、2025 年 2.7%となり 2025 年の決済額は 180.15 兆元 (約 400 兆円)、2026 年 1~6 月の決済額は 100.94 兆元、前年同期比 11.9%の増加と増加が続いている<sup>※11</sup>。

このような状況を受けて、人民元の国際化の目的は 2022~2023 年ころから中国のクロスボーダー受払全体に占める人民元のシェアの増加という第 1 の意味から、グローバルに幅広く使用されることを目指す第 2 の意味に移りつつある。中国人民銀行の「2023 年版人民元国際化報告」では中国のクロスボーダー受払全体に占める人民元の比率についての言及がなくなり、本文の最初の文章では人民元のクロスボーダー決済額の実数と増加率の後、SWIFT による人民元の送金額が全体に占める比率が 2022 年 12 月に 2.15%で世界第 5 位となったということが述べられている。2024 年版と 2025 年版では、第 1 章「概要」の最初の部分で「人民元はクロスボーダー取引においてより広範に利用され、国際地位とグローバルな影響力はさらに一步向上した」という表現が登場し、第 1 の意味からグローバルな影響力向上を狙った第 2 の意味での人民元国際化に重点が移行してきていることが示されている。

※7 “Exclusive-India's top cement maker paying for Russian coal in Chinese yuan”, Reuters, 29 June, 2022.

※8 “Indian refiners’ reported yuan purchase for Russian oil to accelerate de-dollarization: experts”, Global Times, Jul.4, 2023.

※9 “Bangladesh to pay Russia in yuan for Rooppur nuclear plant”, Reuters, 17 April, 2023

※10 「ホルムズ海峡通行料の実態、秘密のコードと減決済で航行可能」、Bloomberg、2026 年 4 月 1 日。

※11 中国人民銀行の各時期の「支付体系运行总体情况」による。

## 4. 積極化する人民元の国際化

2025 年 10 月に開催された中国共産党四中全会において 2026 年から 2030 年までの第 15 次 5 か年計画の原案が提出され、2026 年 3 月の全国人民代表大会で承認された。人民元の国際化関連では「人民元国際化を推進し、資本収支項目の開放水準を高め、自主的・コントロール可能な人民元クロスボーダー決済システムを構築する」、「デジタル人民元を着実に発展させる」と述べられている。これは 5 年前の第 14 次 5 か年計画において「穏健・慎重に人民元国際化を推進する」と述べられていたことに比べ、人民元国際化をより積極化する方針を表している。

2025 年 10 月に公表された「2025 年版人民元国際化報告」では「第 7 章今後の展望 五、自主的・コントロール可能な人民元クロスボーダー決済システムを建設する」と題された節において、「クロスボーダー人民元決済システム（CIPS）のネットワークがカバーする範囲を拡大し、より効率が高く、便利で高速な人民元決済サービスを提供することを支持する。…デジタル人民元のクロスボーダー決済における使用を研究し推進する。」と述べられている。資本移動規制の緩和と CIPS やデジタル人民元の利用によるクロスボーダー決済を便利にすることによって人民元国際化を促進しようという方針が示されている。

CIPS は従来の銀行口座を利用した決済方法でクロスボーダー送金を行うシステムである。デジタル人民元はブロックチェーン技術などを利用して価値の移転を行う新たな決済方法を使用するが、クロスボーダー決済の面では、mBridge というシステムが中国、香港、タイ、UAE、サウジアラビアの間で多国間決済システムとして開発が進められており、2024 年 6 月から実装されデジタル人民元がクロスボーダー送金に利用されている。

2026 年 1 月 1 日には、デジタル人民元に対する付利が開始された。それまでデジタル人民元は現金のデジタル化と位置付けられ、金利は付されないこととされていたが、付利の開始に伴い銀行預金のデジタル化と位置づけが変化し、各銀行の普通預金金利が付されることとなった。デジタル人民元は未だに実証実験中という状況にあるが、この措置によってより普及が進み、クロスボーダー決済にも積極的に利用されることが期待されている。

2026 年 6 月 17 日に、中国人民銀行と関連部門は共同で「上海国際金融センターにおけるオフショア金融発展のための行動方案」を公表した。上海にオフショア金融システムを構築し、その中で人民元オフショア取引を開始するとされた。それまで国内の銀行が直接取引を行うことができなかったオフショア人民元（CNH）について 6 行の国内銀行が直接取り扱えるようになった。CNH は資本取引が規制されておらず自由に取引できる。オンショア人民元（CNY）と CNH との間に垣根はあるものの、香港を中心とする従来のオフショア市場だけでなく、上海市場において国内銀行 6 行が CNH を取り扱えるようになったことは第 3 国間決済などグローバルな人民元国際化を促進する効果を持つ。

同じく 6 月 17 日に行われた講演において人民銀行の潘功勝総裁は、2 国間のデジタル人民元決済を行う「デジタル人民元クロスボーダー決済総合サービス（CBETS）」が 6 月に全面稼働を開始したことを公表した。

中国はこれまで資本取引規制が存在する下で第 1 の意味での人民元国際化を進めてき

た。今後は、資本取引規制を徐々に緩和すると同時に、CIPS や mBridge、CBETS というデジタル人民元のクロスボーダー決済システムの拡充という金融インフラ面での整備を進めることによって第 2 の意味でのグローバルに幅広く利用される人民元の国際化を目指す方向に重心を移したと言えよう。

## 5. 金融強国を目指す中国

中国人民銀行の陸磊副総裁は 2026 年 9 月 10 日に行った記者説明会において中国共産党中央金融委員会が主導し各金融関連部門と協同で「金融強国建設第 15 次 5 か年計画」を制定したことを公表し、その概要を説明した。全体的目標として 2030 年までに中国の特色ある現代金融体系の総体的枠組みを形成し、2035 年には高度な適応力と競争力、包摂性を有する中国の特色ある金融システムを構築し、金融強国の建設に関して堅実な基盤を固めるとされている。金融業の国際影響力と競争力を高めるとも述べられている。

これを受けて中国人民銀行は「人民銀行の第 15 次 5 か年計画期間の改革発展計画」を制定し具体的な対応方針を定めた。その中で金融政策の手法の改善や国内金融市場の整備と並んで人民元の国際化について述べられている。人民元の国際化を推し進め、国際貿易と投融资における人民元の機能を押し広げる、人民元オフショア市場を発展させ、オフショア市場における人民元流動性の供給を豊富にする、多層的で広範囲をカバーする人民元クロスボーダー決済の体系を完備させる、人民元クロスボーダー決済システム（CIPS）の機能・サービスを拡充する、デジタル人民元のクロスボーダーの利用を積極的に推し進める、などの方針が示されている。

今後、中国は以上の方針に従って中国の金融機関や金融市場の競争力を計画的に高めていくことになる。同時にグローバルに幅広く利用される第 2 の意味での人民元の国際化が進められていくだろう。日本の金融機関、金融市場は中国の金融強国構想への対応を図る必要がある。また予想される人民元の国際化の進展に対して、円が国際金融市場においてその存在感を失わないように円の国際的地位を維持し拡大する円の国際化について官民が共同して検討を進めるべきであろう。

以上

### Writer's Profile



**露口洋介（つゆぐち ようすけ）**  
帝京大学経済学部教授

1980 年東京大学法学部卒業、日本銀行入行。在中国大使館経済部書記官、日本銀行香港事務所次長、日本銀行初代北京事務所長を歴任し、2011 年に日本銀行を退職。信金中央金庫、日本大学経済学部教授を経て 2018 年 4 月より現職。2018 年 10 月より金融庁中国金融研究会有識者メンバー、2025 年 11 月より同研究会座長（現職）。主な著書に『中国経済のマクロ分析』（共著、日本経済新聞出版、2006 年）、『中国対外経済政策のリアリティー』（共著、麗澤大学出版会、2017 年）、など。

# 内需不足とその解決

## 企業債務是正や年金加入の拡大に目が向き始める

みずほ銀行 中国営業推進部

上席主任研究員 細川 美穂子

### 【本稿要旨】

- 先端産業が成長する一方で内需・伝統産業・中小企業・雇用が弱く、「社会の活力低下」が課題。
- 「企業の未払い債務是正」や制度調整、配達員の年金保険加入のような制度設計が内需拡大の鍵に。

### はじめに

中国経済は地域・階層・所得・セクター等毎の差が大きく、「全国平均で語ると実態を見誤る」と長年指摘されてきた。とりわけ所得格差について、「6億人が月収1,000元（＝約2万円）」との李克強前総理の発言（2020年5月）が大きな話題となった<sup>※1</sup>。最近では世界的にも進行する「K字型」と称される現象、すなわち半導体や人型ロボットほかAIブームに沸く先端産業の発展と、（モノを中心とする）消費や（伝統産業を中心とする）投資需要の鈍化による内需不足との間で、二極化がさらに進んでいる。

### 1. 「社会の活力低下は投資・消費・雇用を悪化させる」

中国共産党機関誌『求是』誌第17号（2026年9月1日付）に掲載された評論員文章「社会の活力を引き出し、質の高い発展の動力を高める」<sup>※2</sup>は、「経済の活力は、労働・技術・資本が円滑に動くことで生まれるが、社会の活力低下は投資・消費・雇用を悪化させる。現在は成長の転換期で、内需不足や企業経営難、不確実性の増大が慎重姿勢を招き、活力を弱めている」と問題提起。背景として、「技術成果の実用化不足、知財保護や収益配分の課題、企業負担、プラットフォーム規制、公共サービス不足などの制度的不整合」を挙げたほか、対応策として、「生産関係<sup>※3</sup>を発展段階に合わせて調整し、社会全体の積極性・創造性を引き出す必要がある」とした。具体策として、「有効な市場と能動的（有為）な政

※1 13期全国人民代表大会終了後記者会見。人民日報2020年5月29日  
<http://www.xinhuanet.com/politics/2020lh/zb/gov/zljzh/wzsl.htm>

※2 中国共産党中央委員会が発行する最高位の政治理論・機関誌。党の最新の政治思想、イデオロギー、重要方針を伝える重要メディア（紙及びウェブ発行）。26年17号・9月1日公表「《在激发社会活力中增强高质量发展动力》」。筆者：《求是》誌評論員 <https://www.qstheory.cn/20260831/55155cd732b545f89e406bd344f2c539/c.html>

※3 物品の生産を通じ人間同士が相互に取り結ぶ社会的・経済的な関係。マルクス経済学の基本概念

府の両立、全国統一大市場の整備、内巻的競争の是正、企業の未払い債務解消。雇用・所得分配・医療・養老・育児など民生改善」を挙げた。

2023 年 12 月開催の中央経済工作会议でいわゆる「光明論」<sup>※4</sup>が打ち出されて以降、経済の問題点やマイナス面を指摘する発信がしづらくなっているが、本評論は経済社会の活力が弱まっている現状を率直に指摘し注目されている。

## 2. 企業の未払い債務是正を強化

企業の未払い債務に関して、国务院弁公庁が『中小企業の回収難問題の是正強化に関する業務についての通知』<sup>※5</sup>を 2026 年 9 月 3 日付で公表、工業情報化部（工信部）、中国人民银行、国有资产监督管理委员会（国资委）、市場監督総局、証監会の責任者が出席しブリーフィングが 9 月 14 日に開かれた<sup>※6</sup>。本通知は①業界別の合理的な支払ルール整備、②大企業の支払行動の監督強化、③電子凭証など非現金決済手段の規範化、④資金伝達と金融支援の強化、の 4 分野からなる 10 の措置を打ち出した。柯吉欣工業情報化部副部長の説明によれば、回収難は中小企業ではなく大企業の問題で、大企業は買掛金が大きく、現金資産も十分であるにもかかわらず中小企業に支払わないケースが問題視されている。原則として 60 日以内の現金払いを促し、中央企業・国有企業には支払の模範となるよう強く求める。また、大企業に対する監督を強化し、支払期限の短縮を迫り、電子手形を使った支払いの先延ばし<sup>※7</sup>や財務費用の転嫁も厳しく規制する。

「中小企業の回収難」は、2010 年代半ば以降、大企業や国有企業による支払遅延、産業チェーン末端へのコスト転嫁、地方経済の減速などを背景に、構造的問題となってきた。2020 年『保障中小企業款項支付条例（中小企業支払い保障条例）』を契機に、支払義務の明確化や年報開示による信用監督が制度化、近年は反不正競争法の運用や業界別の支払ルール整備へと政策が進展。今次文書は、「60 日以内支払い」の促進、電子手形の規制強化、資金調達支援を組み合わせ、単なる未払いの清算にとどまらず、再発防止に向けた制度的対処を前面に出している。

## 3. 配達員の年金保険加入難問題

民生改善について、フレキシブルワーカーのような新しい雇用形態の労働者の権益保障が求められる中、年金保険への加入が進まない実態が 2026 年 8 月 19 日解放日報記者のルポで報

※4 「経済の宣伝と世論の指導を強化し、中国経済光明論〈中国経済の見通しは明るい〉を鳴り響かせる」方針。人民日報 23 年 12 月 13 日 中央经济工作会议在北京举行（中央経済工作会议を北京で挙行）

[http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2023-12/13/nw.D110000renmrb\\_20231213\\_1-01.htm](http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2023-12/13/nw.D110000renmrb_20231213_1-01.htm)

※5 《关于加强中小企业回款难问题治理有关工作的通知》中国政府網 26 年 9 月 10 日

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202609/content\\_7080627.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202609/content_7080627.htm)

※6 《国新办举行国务院政策例行吹风会 介绍加强中小企业回款难问题治理有关情况》 中国工业和信息化部 26 年 9 月 14 日

[https://www.miit.gov.cn/xwfb/bldhd/art/2026/art\\_7285ee48244d4f20b0f127c7f013ec11.html](https://www.miit.gov.cn/xwfb/bldhd/art/2026/art_7285ee48244d4f20b0f127c7f013ec11.html)

※7 曹媛媛人民銀行金融市場司司長によると、同行と金融監督総局の規制強化（25 年 4 月）により、26 年 7 月末時点で、市場全体の電子手形残高は 2.4 兆元と、規範化前の 3 兆元超から 20% 減（同上ブリーフィング）。

道<sup>※8</sup>、英文でも紹介され注目を集めた。それによると、配達員の多くは年金保険の必要性自体は理解しているものの、今の手取りが減る負担の大きさから、加入はなかなか進んでいない。記事によれば、福建省泉州で2025年4月に始まった試行拠点では、配達員150人のうち年金保険加入者数は当初の約20人から、一桁にまで減少。年金保険の自己負担額は月443.3円で、配達員の平均月収もかつての約8,000元から6,000元程度まで下がっているため、収入に対する負担感は大きい。配達員の平均在職期間は約6か月で、半年未満で離職する人も36.43%にのぼる。日払いや週払いが中心で働き方も流動的なため、長期納付を前提とする社会保障制度とは相性が悪い。実際に加入を必要としているのは、若手よりも30～45歳前後の中堅で家庭を持つ層が中心だが、彼らにとっては目の先の収入や医療、生活の安定の方が切実である。現行の社会保険制度は、もともと正規雇用体系を前提に作られており、非標準雇用の人々を包摂できるよう、社会保険政策の柔軟性を高める必要もある。

## おわりに

米国と競争が過熱するAI、自動運転の実用化その社会実装など、先端産業は大きく進展している。また、6つのネットワーク（水利網、新型電力網、算力網（コンピューティング・インフラ網）、次世代通信網、都市地下管網、物流網）を2026～30年の十五次5カ年計画に盛り込むなどインフラ建設の高度化も目覚ましい。一方で、企業債務の回収難や、配達員の年金確保のような、雇用・所得環境改善のカギとなる課題への対応や関心は少しずつ高まっている。中小企業の負担が削減され、従業員の待遇改善や雇用の維持や増加に繋がれば、『求是』誌評論が訴えた「社会の活力」が取り戻され、企業の投資意欲や消費需要の拡大＝内需拡大に繋がる。「月収1,000元の6億人（2020年時点）」の階層の所得も上がり、最終的に共同富裕へと向かう。企業や雇用・所得の分野で残された課題への取り組みに注目し、内需主導型経済への転換が進むか見極めていきたい。

以上

### Writer's Profile



#### みずほ銀行

中国営業推進部 上席主任研究員 細川 美穂子

1988年慶應義塾大学法学部卒、日本興業銀行（現みずほ銀行）入行、調査部にてアジア及び中国経済担当。02年みずほ総合研究所出向。05～08年北京支店、11年4月～23年1月まで上海駐在、瑞穂銀行（中国）有限公司中国アドバイザリー部 中国業務部主任研究員。同年1月より現職。これまで週刊エコノミスト、東亜 他多数メディアにて、現地発中国マクロ経済に関する記事を連載。

✉ : mihoko.hosokawa@mizuho-bk.co.jp

※8 上観新聞（解放日報）2026年8月19日「当社保遇上骑手的“日结人生”」（社会保険が配達員の『日雇い人生』に出会った時）<https://www.shobserver.cn/staticsg/res/html/web/newsDetail.html?id=1159415>

## 「国務院の对外投资に関する規定」の要点読解及び留意事項

中倫律師事務所 北京オフィス

吳鵬 李斌 岳奇睿

### 【本稿要旨】

2026年6月1日、中国国務院は「国務院の对外投资に関する規定」（第837号令）（以下「規定」という。）を公布し、2026年7月1日より正式に施行される。これまでに中国の商務主管部門、発展改革部門、及び外貨主管部門などが公布した部門規則によって構成されていた国外投資規制体系と比べ、「規定」は監督管理のレベルを引き上げ、監督管理範囲を拡大し、多領域にわたるコンプライアンス体制を統合し、中国国内にある投資家による对外投资における規則違反の責任を加重するとともに、对外投资監督管理に関するいくつかの新たな制度を明確にした。本稿では、「規定」について、従来の監督管理体系と比較して新たに追加された要点及び留意点についてご参考までに簡潔に説明する。

### 1. 「規定」の要点読解

これまでの对外投资監督管理体系と比較して、新たに公布された「規定」において特に注目すべき主な点は、以下の通りである。

#### (1) 監督管理レベルの引き上げ

「規定」の公布以前、对外投资領域における中核的規則には、国家発展改革委員会が公布した「企業国外投資管理弁法」、商務部が公布した「国外投資管理弁法」、及び外貨管理部門が制定した「国内機構による国外直接投資に関する外貨管理規定」などが含まれ、これらは部門規則が主であり、規範レベルが比較的低く、上位の包括的な立法が欠如していた。この問題を解決するため、「規定」は国務院によって公布され、前述の発展改革委員会、商務部、及び外貨管理部門などの規則を廃止することなく、对外投资領域の関連規定を国務院による行政法規のレベルに引き上げた。

#### (2) 監督管理の範囲拡大

「規定」は「投資家」という概念を拡大し、投資家に中国国内の企業だけでなく、その他の組織や国内居住者個人も含まれることを明確にした。同時に、国内居住者個人などによる对外投资の具体的な管理方法は、国務院の投資主管部門及び商務主管部門が制定することを定めた。「規定」は、その他の組織や国内居住者個人を对外投资の統一的な監督管理枠組みに組み入れ、今後の具体的な管理規則の制定に向けた立法の余地を残している。

例えば、今後、中国の居住者個人やその他の組織が国外証券投資を行う場合、同様に中国の対外投資制度による監督管理を受ける可能性がある。

### (3)多領域にわたるコンプライアンス要求の統合

「規定」は、対外投資と輸出管理、技術輸出、越境サービス、データの国外移転、及び人材の越境サービスなどを直接結びつけ、包括的なコンプライアンス要件体系を形成している。これまでに国家発展改革委員会や商務部などが公布した対外投資規則と比べ、「規定」は前者の基礎の下、さらに明確化しており、投資家が対外投資活動を行うにあたり、国が輸出を禁止している貨物、技術、サービス及び関連データを輸出・使用してはならないと定めている。また、許可なく国家が輸出を制限する貨物、技術、サービス及び関連データを輸出・使用してはならない。同時に、「規定」は、技術者の越境派遣、人員の国外勤務手配、越境技術指導の提供、人員の越境研修手配などの手段を通じて、国家が輸出を禁止する貨物、技術、サービス及び関連データを国外に移転すること、あるいは許可なくこれを行うことを明確に禁止している。

### (4)国外投資の安全審査制度を明確に確立

現行の国家発展改革委員会「企業国外投資管理弁法」の下では、中国の国家安全保障は対外投資プロジェクトの認可・届出における重要な審査要素となっているが、「規定」は国外投資の安全審査を正式に制度化したものである。「規定」は、中国が国外投資の安全審査制度を整備し、國務院の投資主管部門及び商務主管部門が他の部門と連携して、国家安全保障に影響を及ぼす、又は及ぼすおそれのある国外投資及び関連する資産・権益などの譲渡・処分について安全審査を行うことを初めて明確にした。関連組織・個人は、これを拒否・妨害してはならず、対外投資安全審査の決定を遵守しなければならない。ただし、現時点では、対外投資安全審査の具体的な審査手続きや審査要求はまだ公布されていない。

### (5)中国の主体的権益保護メカニズムを明確化

「規定」は、中国投資家のためにより明確なガイドラインを提供し、国外投資におけるコンプライアンスコストと経営リスクを低減するため、中国政府が投資家の国外における権益を保護するために、投資先国と法執行領域における協力・交流を行う権限を付与している。「規定」はまた、投資先国において戦争、武力衝突、重大災害などの突発的な事態が発生し、中国政府が相応のリスク回避措置を講じた場合、中国投資家及び関連する個人もこれに協力すべきであることを明確にしている。「規定」は、中国の対外投資家のため、「事前・事中・事後」にわたる対外投資全過程の保護体制を構築しており、国外総合サービス体系、モニタリング・早期警戒・評価、条約及び領事保護、企業による投資紛争の解決、投資障壁の調査、的確な反制裁などの制度的アレンジを通じて、国による保護と市場による自己救済を有機的に結びつけている。

例えば、「規定」では、投資家が投資先の国（地域）において貿易に関する投資障壁又は

その他の投資・経営上の障害に直面した場合、国務院の関連部門は調査を組織・実施する権利を有し、調査結果に基づき投資国別政策の調整、輸出入の禁止又は制限などの措置を講じることができることが明確にされている。また、差別的な禁止、制限又はその他類似の措置を講じる国（地域）や国際組織に対しては、実情に応じて相応の措置を講じることができる。中国の国家主権、安全、発展の利益を害し、中国の投資家及び対外投資に対して差別的な措置を講じる外国の組織・個人に対し、国務院関連部門は相応の措置を講じることができる。

## (6)投資家の規則違反責任を加重

現行の発展改革委員会及び商務部の規則の下では、対外投資家の規則違反責任は主に行政管理の面において規定されており、直接的な財産的処罰は比較的限定的である。一方、「規定」では、より直接的な財産的処罰、一定期間の対外投資禁止・制限、及び個人の責任などが導入されたほか、刑事責任に関する条項も規定されている。関連規定に違反して、国が対外投資を禁止している領域やプロジェクトに投資した場合、主管部門は投資活動の停止、株式又は資産の期限付き処分、違法所得の没収を命じることができる。これに従わない場合、投資額に応じて投資家に罰金を科すほか、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対して罰金等の行政処分を科すことができる。国外投資の安全審査への協力を拒否した場合、又は安全審査の決定に従わない場合、国務院関連部門は、違法所得の没収、罰金、投資停止命令、一定期間の対外投資禁止などの処罰措置を実施することができる。国外投資の承認・届出手続きを適切に行わなかった場合についても、違法所得の没収、投資額に応じた罰金、投資活動の停止命令、株式又は資産の期限付き処分などの法的措置が設けられている。

## 2. 外国企業としての主な留意事項

### (1)外国企業の中国国内の子会社が中国国外へ投資を行う場合も、同様に「規定」の監督管理の対象となる。

外国企業の中国子会社は、中国の法律上、中国国内企業に該当するため、法的性質上も「規定」における「投資家」に該当する。例えば、外国企業の中国子会社が、中国国内で蓄積した利益や資産を利用して中国国外へ再投資を行う場合、同様に「規定」の監督管理対象となり、相応のコンプライアンス要求を満たす必要がある。

### (2)中国企業との国外投資取引においては、当該中国企業が中国の対外投資管理制度の関連要求を満たしているかについても併せて確認する必要がある。

中国の投資家が国外で行う M&A、合併、グリーンフィールド投資、及び国外融資アレンジなどに対し、外国企業が取引の相手方となる場合、中国企業の対外投資に関する監督管理手続きが完了していない状態で取引を完了したことにより、関連取引が取り消されるという法的結果を招くことを極力避ける観点から、中国の投資家が中国法に基づく対外投

資に必要な関連手続き（国家発展改革委員会への届出、商務部への届出、外貨登記、輸出管理許可、データコンプライアンス審査、及び対外投資安全審査などを含むが、これらに限らない。実際に必要な手続きはプロジェクトの具体的な状況によって異なる。）を完了しているか否かに同時に注意を払う必要がある。

### (3) 中国が今後公表する国外投資安全審査に関する具体的な審査手続き及び審査要求を注視する。

中国では現時点、対外投資安全審査に関する具体的な審査手続き及び審査要求はまだ公表されていないが、外資投資安全審査の実務及び近年の対外投資における輸出管理・データ越境移転への中国政府の関心度を踏まえると、国外投資において国外に提供される貨物、技術、サービス及び関連データが中国の国家安全保障に影響を及ぼす可能性があるか否かを評価することが、対外投資安全審査における重点事項の一つとなる可能性があると考えられる。特に、重要技術、重要データ、戦略的資源、重要インフラ、軍民両用技術、エネルギー・鉱産資源、半導体、通信ネットワーク、人工知能、産業用ソフトウェアなどの領域に関わる中国の対外投資プロジェクトについては、企業が国外投資安全審査の要求をトリガーする可能性があるか否かを重点的に評価する必要がある。これを行わない場合、関連投資取引が停止・取消され、ひいては中国の国家安全保障への影響を排除するよう求められる可能性もある。

### (4) 中国政府の今後の反制裁措置を注視する

「規定」では、外国の組織や個人が中国の国家主権、安全、発展の利益を害し、又は中国の投資家及びその国外投資に対して差別的な措置を講じる場合、国務院関連部門が相応の反制裁措置を講じることができると明確にされている。よって、外国企業（中国国内の子会社を通じて行う場合を含む。）が、外国による中国及び中国主体への輸出規制や経済制裁などを遵守するために、正常な市場取引の原則に違反し、中国企業の正当な対外投資を拒否又は制限した場合、当該外国の組織や個人について、中国政府による中国国内での投資の禁止又は制限、中国主体との取引の禁止又は制限などを含む反制裁措置が発動される可能性があると考えられている。外国の制裁措置の執行と中国法の遵守との間に抵触が生じる場合、外国企業としては、取引の初期段階で当該中国の投資主体と友好的に協議し、その理解を得るよう努めることが望ましいと考える。一方、後に中国政府による制裁措置が適用されるリスクがある場合、外国企業としては、中国の監督管理機関とより深く、きめ細かな意思疎通を行い、明確な指導を求めることが考えられる。

以上

## Writer's Profile



### 呉鵬

#### 中倫律師事務所 北京オフィス パートナー

業務領域：独占禁止法と競争法、クロスボーダー投資・M&A、訴訟・仲裁、コンプライアンスと腐敗防止、会社ガバナンス、サイバーセキュリティとデータ保護、商業犯罪と刑事コンプライアンス、破産清算と再生、労働人事、一般企業法務

Chambers においては、独占禁止法と競争法の領域で「個人一級／第一等級」（2011～2017 年）「業界の賢人」（2018～2019 年）と「業界のベテラン」（2020 年～現在）などの賞を十年余り連続して受賞している。

北京大学法学院と日本国立九州大学法学院を卒業し、法学学士、法学修士の学位を修得し、かつ法学博士課程を修了した。

業務言語は、中国語、日本語、英語である。

✉：wupeng@zhonglun.com

☎：+86 10 5957 2002



### 李斌

#### 中倫律師事務所 北京オフィス パートナー

業務領域：クロスボーダー投資・M&A、コンプライアンスと腐敗防止、会社ガバナンス、サイバーセキュリティとデータ保護、商業犯罪と刑事コンプライアンス、破産清算と再生、労働人事、一般企業法務、訴訟・仲裁

中倫法律事務所入所以来、数多くの日系企業による中国関連の重要案件を担当し、きめ細かいサポートを提供してきた。現在は中倫律師事務所北京オフィスのパートナーとしてクロスボーダー投資・M&A、コンプライアンス、解散清算及び一般企業法務等を主軸とする中国業務全般を担当し、機械、金融、自動車、商業、エネルギー、電信、化学、不動産などの各業界のクライアントにリーガルサービスを提供している。

日本横浜国立大学大学院国際社会科学研究科を卒業し、法学修士、法学博士の学位を修得した。

業務言語は、中国語、日本語、英語である。

✉：binli@zhonglun.com

☎：+86 10 5780 8393



### 岳奇睿

#### 中倫律師事務所 北京オフィス シニアアソシエイト

業務領域：クロスボーダー投資・M&A、コンプライアンスと腐敗防止、会社ガバナンス、サイバーセキュリティとデータ保護、商業犯罪と刑事コンプライアンス、破産清算と再生、労働人事、一般企業法務、訴訟・仲裁

✉：binli@zhonglun.com

☎：+86 10 5087 2789

トピックス

## 中国における 60 歳以上の日本人駐在員の 就労許可問題とその対応策

北京市大地律師事務所

中国弁護士 熊琳

### 【本稿要旨】

- 中国では B 類就労許可の年齢制限が 2026 年から厳格化され、60 歳以上の新規申請は原則不可、更新も多くの地域で 1 回・1 年以内に制限された。従来 of 緩和運用は縮小しており、高齢駐在員の継続派遣には人事計画の前倒し見直しが必要である。
- ただし一部地域では、大学卒以上かつ中国法人の法定代表者である場合などに例外がある。対策は A 類取得か永住権取得であり、給与基準や職務実績も有効であるため、現地の最新運用を確認しながら対応することが重要である。

2026 年から中国各地において外国人向け B 類就労許可の年齢制限が引き締められ、外資系企業の人材配置、特に高齢の駐在員の就労に大きな影響を及ぼしています。本稿では、中国の某日系企業から寄せられた実際の相談を例に、最新の政策変更の要点と対応策について Q&A 形式で解説いたします。

Q：当社は上海、青島、大連などに子会社を有し、駐在員を 20 名以上派遣しています。そのうち、本部長以上の高級管理職の多くは高齢の方（60 歳以上または 60 歳近く）です。最近、60 歳以上の外国人は就労許可が取得できなくなったとの情報が報じられていますが、この情報が事実であれば当社の人事体制が大きく混乱し、日常経営にも支障をきたすことになります。つきましては、当該情報の真偽と、政策変更の内容およびその対策についてご解説ください。

A：「60 歳以上の外国人は就労許可を取得できなくなった」という情報は正確性に欠けます。60 歳以上の外国人が就労許可を取得できるか否かは、申請する就労許可の種類によって決まります。26 年 1 月より、中国各地で B 類就労許可の年齢制限が厳格化されました。具体的には、①60 歳以上の外国人による B 類の新たな申請は原則として承認されない、②B 類の更新も多くの地域では最大 1 回のみ、かつ 1 年以内の延長しか認められていないという状況になっています。ただし、一部の地域では例外措置も設けられており、特定の条件を満たす外国人については、60 歳という年齢制限が適用されない場合もあります。

以下に今回の政策変更の詳細とその対策について詳述します

---

中国の現行制度では、外国人の就労には就労許可の取得が義務付けられています。就労許可には A、B、C の 3 種類あり、それぞれの年齢制限や政策の動向が異なります。年齢制限について、A 類（高度人材）には制限がない一方、B 類（専門人材）および C 類（その他の人材）は原則として 60 歳以下とされていますが、国家レベルでは B 類の人材に対して一定の年齢制限緩和策が設けられています。また、26 年現在、政策変更は B 類のみを対象としており、A 類と C 類に関する変更はありません。

## 1. B 類就労許可の大幅な見直し

前述の通り、A 類には年齢制限はありませんが、認定基準が厳しく、申請は困難です。C 類は短期または一時的な就労に限られ、かつ申請枠が厳格に制限されており、一部の地域では政府が認定したフランスおよびドイツの実習生にのみ発行されています。そのため、大多数の外国人が保有する就労許可は B 類となっているように見受けられます。

B 類については、『外国人来華就労許可サービスガイド（暫定）』（以下「ガイド」という。）第 7 条（四）において、「……年齢が 60 歳を超えないこと。ただし、確かに需要があり、イノベーション・起業人材、専門技能人材、優秀な外国人卒業生、ポイント制に基づく外国人専門人材の基準を満たす者、および政府間協議や協定を履行する者については、年齢……等の制限を適宜緩和することができる」と明確に規定されています。すなわち、国家レベルでは 60 歳を超えないことを原則としつつも、比較的広範な年齢緩和規定が設けられています。

実際に、同ガイドの施行（17 年 4 月 1 日）から 25 年末までの間、B 類については中国の多くの都市で 65 歳までの年齢緩和措置が取られていました。また、一部の都市では 70 歳までの延長や、年齢制限を設けないなど、より緩やかな政策を採用している地域もありました。例えば、上海市ではポイント制で 60 点以上の専門人材に対して 65 歳まで<sup>※1</sup>、北京市では『国際職業資格リスト』の資格保有者に対して 65 歳まで（ハイテク・先端産業分野では 70 歳まで<sup>※2</sup>）、青島市では 22 年 2 月から 24 年 1 月まで年齢制限なしとする<sup>※3</sup>など、地域ごとに差異が見られました。

---

※1 出典：上海「一网通办」プラットフォームの外国人向けサービスコーナーよくある質問一覧－外国人の中国就労許可に関するよくある質問 Q22。

※2 『北京市人力資源・社会保障局、北京市人材工作局による「北京市国際職業資格認定目録（2025 年版）」の公布に関する通知』第 1 条（1）『国際職業資格リスト』の資格保有者……外国人労働者が就労許可を申請する場合、学歴、学位、職務経歴の制限を受けず、年齢制限は 65 歳まで緩和される（ハイテク・先端産業分野においては 70 歳まで緩和される）……。

※3 『青島市人民政府弁公庁による「青島における外国人の就労管理サービス暫定弁法」の公布に関する通知』（現在は失効）第 8 条……外国の専門人材（B 類）について、年齢制限はない……。同通知は 22 年 2 月 1 日より施行され、24 年 1 月 31 日に失効しています。

しかし、26 年から、B 類に対する各地の年齢緩和政策が段階的に見直され、「60 歳」という上限規定（男女問わず）を厳格に適用する方向へ転換しました。現時点での主要な政策<sup>※4</sup>は以下の通りです。

**(1)新規申請（転職を含む）：60 歳に達している場合、B 類の申請は原則的に認められない。**

**(2)更新**

- ① 申請時に 60 歳に達している場合、原則として 1 回のみ延長が可能で、その期間は 1 年を超えないものとする。

例えば、所持している B 類就労許可の有効期間が 24 年 5 月 1 日から 26 年 4 月 30 日（2 年間）であり、26 年 4 月に更新申請を行う時点で年齢が 60 歳 5 ヶ月の場合、既に 60 歳に達しているため延長は 1 回のみ可能であり、最長でも 27 年 4 月 30 日までとなる。

- ② 申請時に 60 歳に近い場合、原則として最長でも法定定年年齢までの延長となる。

例えば、所持している B 類就労許可の有効期間が 24 年 5 月 1 日から 26 年 4 月 30 日（2 年間）であり、26 年 4 月に更新申請を行う時点で年齢が 59 歳 2 ヶ月（1967 年 2 月生まれ）の場合、最新の定年延長政策<sup>※5</sup>により 27 年 9 月に定年年齢は 60 歳 7 ヶ月に達するため、2 年間の延長は認められず、最長でも 27 年 9 月までとなる。

**(3)一部地域における例外措置<sup>※6</sup>**

B 類就労許可の年齢制限引き締め政策の実施当初、各地では基本的に 60 歳という年齢要件を厳格に適用しており、例外措置は設けられていませんでした。

しかし、今回の政策は緩和から厳格化への転換であり、調整幅も大きく、政策の切り替えも比較的急だったため、多くの外資系企業や外国人従業員には、政策の変更に対応

<sup>※4</sup> 弊所が現在把握している情報によると、今回の B 類就労許可の年齢制限強化に関する政策について現時点で公式的な文書は存在せず、主に「外国人来華就労許可管理サービスシステム」上の最新の変更に基づいています。ただし、ここで述べた調整後の政策内容は、地域によって実際の運用に差が生じる可能性があります。例えば、一部の地域では、B 類就労許可の更新時に適用される年齢基準が「60 歳」ではなく、「最新の法定定年年齢」となっている場合があります。

<sup>※5</sup> 『全国人民代表大会常務委員会による法定定年年齢の段階的引き上げの実施に関する決定』の規定に基づき、2025 年 1 月 1 日より最新の法定定年年齢が適用されています。すなわち、男性労働者の法定定年年齢が従来の 60 歳から 63 歳へ、女性労働者の法定定年年齢が従来の 50 歳・55 歳から、それぞれ 55 歳・58 歳へと段階的に引き上げられます。2026 年の B 類就労許可政策の調整後、一部の地域では、外国人の B 類延長手続きに際して男女を問わず一律に男性労働者の基準で法定定年年齢が算定されています。

<sup>※6</sup> この例外措置については地域ごとの差が大きく、実務では現地子会社の管轄エリアの最新ルールを必ず事前にチェックしてください。現状、北京や青島などではこの例外が認められている一方で、上海や深圳などでは適用されていません。

するための十分な猶予期間が与えられていませんでした。当該政策の施行から数ヶ月を経て、一部の地域では、実務上のフィードバックを受け、最近になって上記の（１）（２）の政策枠組みに踏まえ下記の例外措置が追加されました。

【例外措置】外国人従業員が以下の２つの条件を同時に満たす場合、現時点では、そのＢ類就労許可について６０歳の年齢制限を適用しないこととなります。

- ① 大学学部卒以上の学歴を有すること、および
- ② 中国国内法人の法定代表者を務めていること

すなわち、外国人が上記の２つの条件を同時に満たす場合、現状、一部の地域においては新規や更新を問わず、たとえ６０歳に達していても、原則として通常通りＢ類就労許可を取得することが可能となります。

Ｂ類の就労許可については、６０歳の年齢制限が全体的に厳しくなる傾向にあります。が、地域によって実際の運用や細かな基準にはまだ違いがあります。また、前述の「例外措置」からもわかるように、一部の地域では、法律法規の枠組みの範囲内で、政策の実施効果や実務上で直面する現実的な問題、企業の合理的な要望などを踏まえ、関連政策の継続的な最適化と改善を図っています。

したがって、今回のＢ類就労許可の年齢制限引き締めに関する政策について、今後さらに調整が行われる可能性は排除できません。日本本社および現地企業にとっては、各管轄地域の政策動向を継続的に注視し、人材配置を適時最適化するとともに、事前に対策を講じておく必要があるでしょう。

## 2. 対策

６０歳に近い、または既に６０歳に達している駐在員が、就労許可問題を合法的に解決する方法としては、以下の２つが考えられます。

### (1) A類就労許可の取得（年齢制限なし）

多くの外資企業にとって、「給与基準」はＡ類を申請する上で最も一般的かつ実現性の高い方法の一つです。具体的には、月給が当該地域の前年度平均賃金の６倍に達することです<sup>※7</sup>。例えば北京市では、２６年２月以降に適用されている最新の平均賃金（税引前）は月額１１,９３７元ですので、その６倍の７１,６２２元、年収に換算すると約８６万元が基準となります。

給与基準に加え、「国内人材導入計画への選定」「国際的に認められた専門実績評価基

---

※7 B類就労許可の場合は、当該地域の前年度平均賃金の４倍となっています。北京市の場合、２６年２月以降に適用された最新の「当該地域の前年度平均賃金（税引前）」は月額１１,９３７元であり、その４倍の４７,７４８元、年収に換算すると約５７万元が基準となります。

準を満たす人材（フォーチュン 500 企業の本社の高級管理職や技術開発の主要メンバー、子会社または地域本部の副総経理以上の管理職、技術開発責任者などの経験がある方など）」「ポイント制で 85 点以上」のいずれかの条件を満たす場合も、A 類を取得することが可能です。

## (2)外国人永住権（グリーンカード）の取得

永住権を取得した外国人は、年齢制限なく中国で就労できます。別途就労許可を取得する必要もないため、高齢の駐在員の問題を根本的に解決する方法となります。

今回の B 類就労許可における年齢制限の強化は、中国政府が外国人人材の選別をより厳格化していることを示しています。すなわち、年齢制限を通じて、より若く、より高度な専門知識を持つ人材の誘致に重点を移しています。これは、駐在員の若年化や高齢者の再配置など、駐在員の人事戦略の抜本的な見直しを迫るものです。

B 類は多くの外資企業が就労許可を取得する際の主たる選択肢であるため、今回の政策変更は短期的にも長期的にも日本本社や現地企業の人事戦略に重大な影響を及ぼすと予想されます。また、各地政策の詳細に差異があることも、管理の難度を高める要因となっています。リスクを回避するためには、現地企業の所在地における最新の政策を事前に把握し、駐在員個人の条件とも照らし合わせたうえで、合理的な人事戦略を策定することが肝要となるでしょう。

本稿は 26 年 9 月 14 日時点の情報を基に執筆しています。

以上

### Writer's Profile



**中国弁護士 法学博士 熊琳**  
北京市大地律師事務所シニアパートナー 東京事務所パートナー

青山学院大学国際経済法専攻修了（法学修士取得）。中国政法大学民商法専攻修了（法学博士取得）。これまでに日系企業の中国進出・M&A・持分譲渡・解散清算・不正による解雇や社内研修など多くの案件を担当している。現在では、インバウンド事業として中国の有力企業やスタートアップ企業による日本企業との提携や買収、不動産の購入、日本企業とのタイアップなどを手掛けている。また、時事通信社などへの執筆活動も行っている。

✉ : xionglin@aaalawfirm.com

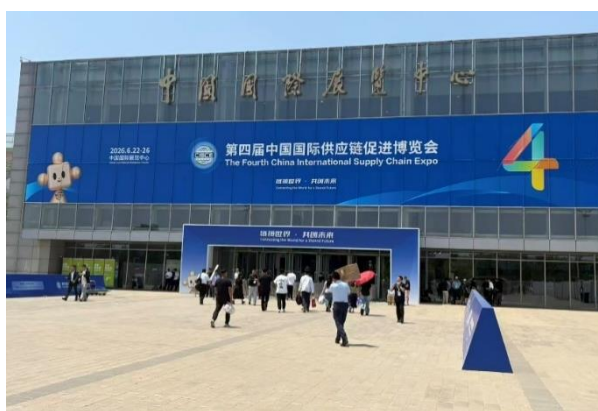
## 4 年連続でサプライチェーン博覧会に出展

### 「ASEAN をつなぐ・金融で後押し」 フォーラムを開催

みずほ銀行（中国）有限公司

第 4 回中国国際サプライチェーン促進博覧会（以下、「サプライチェーン博覧会」）が、2026 年 6 月 22 日から 26 日まで北京で開催されました。

本博覧会は「世界をつなぎ、未来を共創する（Connecting the World for a Shared Future）」をテーマに、サプライチェーンを主題とする世界初の国家級展示会として、開催されました。産業チェーン・サプライチェーンの連携、中小企業と大企業の協業、中国企業と海外企業の交流を促進する場として、展示、交流、商談を一体化したプラットフォームが提供されました。



サプライチェーン博覧会会場

@中国国際展示センター順義館

### 産業を支える連携の仕組みを紹介

会場では、①デジタル技術チェーン、②先端製造チェーン、③グリーン農業チェーン、④ヘルスケア・生活チェーン、⑤スマート自動車チェーン、⑥クリーンエネルギーチェーンの 6 分野と、これらを支えるサプライチェーンサービス展示エリアからなる「6 チェーン 1 展示エリア」が設けられました。各分野で制度、プラットフォーム、サービスを連携させ、知的財産保護から技術育成、産業化までを支える仕組みが紹介されました。



当行のサプライチェーン博覧会のブース

みずほ銀行（中国）有限公司（以下、「当行」）のブースでは、「サプライチェーン・コネクター」をテーマに、産業チェーン全体のつながりを紹介しました。

当行はグローバルネットワークを生かして、先端製造・ハイエンド装備、食品・外食・

小売消費、医療・ヘルスケア、都市サービスなど、複数の産業チェーンをつなぐ企業の海外展開を支援しています。今回の出展では、天津支店と連携し、26社の顧客企業と共同出展しました。チェーンマップや分野別資料・映像展示を通じて、クロスボーダー決済、貿易金融、サプライチェーン金融、キャッシュマネジメント、リスク管理における当行の役割を紹介しました。



一部参加者の記念撮影

## 企業の海外進出支援をテーマに議論

第4回サプライチェーン博覧会の主賓省である安徽省の関連イベントに合わせ、当行は安徽省を代表する企業である奇瑞汽車と共同で、「ASEANをつなぐ・金融で後押し―産業チェーンのグローバル展開における実践と道筋」を、テーマとするフォーラムを開催しました。

会場には、政府機関、各種団体、日系企業、中国企業、スタートアップ、コンサルティング会社など80名以上が参加し、中国企業の海外展開について活発な意見交換が行われました。

このフォーラムでは、奇瑞汽車グローバル財務センター副総監兼国際事業群 CFO の蔡長鋒氏が、中国企業の海外展開に関する実践経験を紹介しました。さらに、みずほ銀行アジア太平洋地域 中国系企業海外事業部責任者の Roman 氏と、トランザクション商品営業部の Richard Lee 総経理が、中国企業の東南アジア進出に向けた金融支援について講演を行いました。講演では、設備・原材料の調達、クロスボーダー決済、キャッシュマネジメント、貿易金融、為替・金利リスク管理、サプライチェーンファイナンス、工業団地やプロジェクト向けの総合金融ソリューションなどを紹介しました。

## 「チェーン」を通じて新たな価値を創出

今回のサプライチェーン博覧会は、「チェーン」を軸に、政府、企業、金融機関のマッチングを促す場となりました。

当行ブースでは「BLUE LINK」という企業理念のもと、クロスボーダー金融およびトランザクションバンキングサービスで培った知見を活かし、今後も国際ネットワーク、専門性、地域密着型サービスを強みに、産業チェーンの川上から川下まで、情報・物・資金の流れを円滑につなぎ、企業の海外展開とサプライチェーンの強靱化に貢献してまいります。

以上

みずほフィナンシャルグループ

**CHINA BUSINESS QUARTERLY**  
バックナンバー

| タイトル                                     | 掲載日         | サマリー                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| CHINA BUSINESS QUARTERLY<br>2026年7-9月    | 2026年6月30日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【特集】中国の文化・IP産業～チャンスと挑戦～</li> <li>・中国金融法の立法動向と環境金融の発展機会</li> <li>・中国経済の内外不均衡の影響</li> <li>・外国制裁に対する中国のカウンターアクションと日本企業のポジショニング</li> <li>・中国事業戦略を実現する人材の獲得-変革を牽引する人材の育成,人材戦略の策定が急務-</li> </ul>                           |
| CHINA BUSINESS QUARTERLY<br>2026年4-6月    | 2026年4月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【特集】中国消費の現在地～政策・トレンドと企業戦略～</li> <li>・全人代を終えて -構造改革の必要性を強める中国経済-</li> <li>・十五次五ヵ年計画の要点分析 -消費需要拡大に向けた政策は少なめ-</li> <li>・中国での事業再編について - 近時の傾向や相談事例を踏まえて -</li> <li>・増値税実施条例の解説 - 概ね現行体制を維持する一方、重要な変更項目に留意が必要-</li> </ul> |
| CHINA BUSINESS QUARTERLY<br>2026年 1-3月   | 2025年12月26日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【特集】中国のヒューマノイドロボットの現在地</li> <li>・中央経済工作会议にみる経済政策方針 -住民増収計画にはじめて言及-</li> <li>・中国政府調達市場の最新動向 -国産品基準の明確化による外資企業への影響-</li> <li>・2025年中国労働法制の変更点と社会保険の実務動向</li> <li>・PUDU ROBOTICS</li> </ul>                             |
| CHINA BUSINESS QUARTERLY<br>2025年 Autumn | 2025年10月3日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【特集】世界をリードする中国自動車の実像</li> <li>・本格的な過渡期に差し掛かりつつある中国経済</li> <li>・レアアース輸出管理から読み解く-中国の両用品目に対する輸出管理制度と実務対策-</li> <li>・中国マニション管理サービスのスマート化 -ITテクノロジー活用の実態と課題-</li> <li>・ハイセンス</li> </ul>                                   |
| CHINA BUSINESS QUARTERLY<br>2025年 Summer | 2025年7月3日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【特集】拡大する中国資本の波、対日投資の現在地</li> <li>・中国不動産DX最前線 -貝殼找房が変えた仲介ビジネスのかたち-</li> <li>・中国で加速する農村金融機関の再編</li> <li>・貿易摩擦の情勢下における契約の課題 ~企業が活用しうる重要条項~</li> <li>・海底撈火鍋</li> </ul>                                                   |
| CHINA BUSINESS QUARTERLY<br>2025年 Spring | 2025/4/2    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【特集】杭州六小龍を代表とする中国生成AIノベーションの発展</li> <li>・消費喚起に躍起になる中国 -特別行動方案を発表-</li> <li>・三たび「+5%前後」を目指す中国 -全人代が開催、2025年は景気下支え強化-</li> <li>・資金洗浄防止法の改正について -一般企業・個人も関連義務を負う-</li> </ul>                                            |
| CHINA BUSINESS MONTHLY<br>2025年 3月       | 2025年2月28日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【特集：チャイナモビリティ 第6回】中国自動車の知能化時代</li> <li>・中国の人口減少の実態と対応 -政策とAI技術の活用による人口減少への対応-</li> <li>・中国のロボット応用の促進と市場拡大の展望</li> <li>・中国、高齢者の暮らし調査 -収入源・就労-収入源の柱は年金、進めぬ高齢者の就労-</li> <li>・臨港新エリア・日系中小企業(上海)国際産業パークについて</li> </ul>    |

まとめて御覧  
いただけます



<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO みずほ銀行

みずほフィナンシャルグループ

みずほのビジネスネットワーク

## みずほ銀行

### 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5

☎ 03-5220-8734

### 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号

K11Atelier13楼

☎ 852-2306-5000

### 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号

国泰置地広場8-9階

☎ 886-2-8726-3000

### 台中支店

台中市府会園道169号

敬業楽群大楼8楼

☎ 886-4-2374-6300

### 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼

☎ 886-7-230-6800

### ● 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号

南京国際金融中心16D

☎ 86-25-8332-9379

### ● 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号

銀行中心2102室

☎ 86-592-239-5571

## みずほ銀行(中国)有限公司

### 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心21階、23階

☎ 86-21-3855-8888

### ● 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号

虹橋新地中心 A棟6階、B棟6階

☎ 86-21-3411-8688

### 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号

青島国際金融中心44階

☎ 86-532-8097-0001

### 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号

新世界中心A座5階

☎ 86-27-8342-5000

### 天津支店

天津市和平区赤峰道136号

天津国際金融中心大厦11階

☎ 86-22-6622-5588

### 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区

旺墩路188号建屋大厦17階

☎ 86-512-6733-6888

### ● 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号

東安大厦18階D、E室

☎ 86-512-6733-6888

### ● 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区

東南大道33号科創大厦701-704室

☎ 86-512-6733-6888

### 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号 環球金融

中心西楼13階01号・10号-16号单元

☎ 86-10-6525-1888

### 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路

皇崗商務中心1号楼30楼

☎ 86-755-8282-9000

### 無錫支店

江蘇省無錫市梁溪区鐘書路99号

無錫金中心37階1,11,12,13,15,16,17及び18单元

☎ 85-510-8522-3939

### 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号

申貿大厦大厦23階、24階-A

☎ 86-411-8360-2543

### 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城

華夏路8号合景国際金融広場25階

☎ 86-20-3815-0888

### 合肥支店

安徽省合肥市蜀山区潜山路111号

華潤大厦A座17階 1701・1710・1709A

☎ 86-551-6380-0690

## その他

### ● みずほ証券(中国)有限公司

※準備中

### ● みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心17階

☎ 86-21-6877-8000

### Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道18號

K11Atelier14-15楼

☎ 852-2685-2000

### Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道18號

K11Atelier13楼

☎ 852-2918-9030

お問合せ先

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン 王 博・村上

✉ : china.info@mizuho-bk.co.jp ☎ : 03-5220-8734

- 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
- 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
- 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。